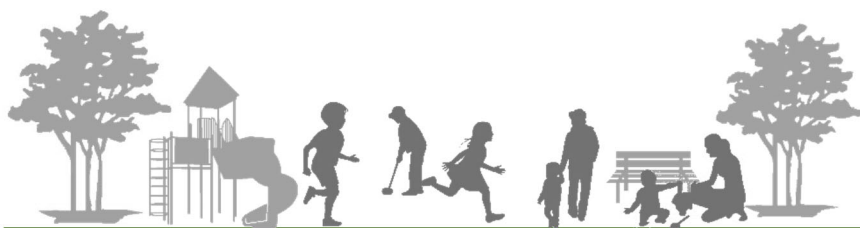


金沢市夢ある公園再生・活用計画

～みんなで考え・みんなで育てる・みんなの公園～



令和3年3月
金沢市

<目 次>

第 1 章 はじめに	1
1. 計画策定の目的	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画期間	3
第 2 章 金沢市の公園を取り巻く現況と課題	5
1. 主な社会情勢の変化	6
2. 人口の特徴	8
3. 公園緑地の状況	10
4. 公園の充足状況	11
5. 設置年別公園緑地の分布	13
6. 公園緑地の維持管理の状況	14
7. 公園緑地の利用実態・ニーズ	16
8. 現況と課題の整理	20
第 3 章 夢ある公園再生・活用計画	23
1. 夢ある公園再生・活用に向けた基本方針	24
2. 施策の方向性	26
第 4 章 施策の展開	29
施策 1 小規模な公園の機能分担・再編	30
施策 2 大規模な公園の機能強化	35
施策 3 まちなかの賑わい創出に向けた公園の有効活用	41
施策 4 地域との連携による公園維持管理・活用の推進	44
参考資料	47
参考資料 1 金沢市緑のまちづくり審議会 委員名簿	48
参考資料 2 策定の経緯	48



第 1 章 はじめに

1. 計画策定の目的	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画期間	3

第 1 章 はじめに

1. 計画策定の目的

本市では、平成 31（2019）年 3 月に「金沢市緑のまちづくり計画」を策定し、「豊かな緑の重層都市金沢 ～金沢の「地形」「歴史文化」「都市」が育んできた緑を次の世代に～」を基本理念に掲げ、「継承」「活用」「連携」の 3 つの視点に基づく基本方針とそれに紐づく施策、取組を定めています。

特に、同計画においては、平成 28（2016）年に国土交通省が「新たなステージに向けた緑とオープンスペース*政策の展開について」と題し、取りまとめた将来にわたる緑やオープンスペースの重要性とその整備方針を踏まえ、本市の公園緑地の有効活用と魅力向上により地域の課題解決を図る緑のマネジメントの必要性を重点的に謳い、施策として位置づけており、その具体化が求められています。

また、本市の最上位計画『世界の「交流拠点都市金沢」をめざして（平成 25（2013）年 3 月）』の実施計画「世界の交流拠点都市金沢重点戦略計画[改訂版]（令和 2（2020）年 2 月）」においては、地域の身近な公園を対象として、子育て支援や地域コミュニティの醸成に重点を置き、地域コミュニティの活性化と都市の集約化に対応した公園の再編整備を推進することとしています。さらに、少子化対策推進行動計画、子ども子育て支援事業計画である「かなざわ子育て夢プラン 2020」において、子育てにやさしいまちづくりとして子どもの遊び場、親子の憩いやふれあいの場を確保するため、市民ニーズに応じた都市公園を計画的に整備することとしています。

さらに、近年の新規公園の整備においては、地域の意向を反映した公園づくりに取り組んでいます。地域とともに考え、整備した公園では、地域が公園に愛着を持ち、主体的に公園を育む活動が展開されています。

これらの背景のもと、今後、市内に多く点在している既設公園について、次世代を担う子どもや子育て世代への支援に重点を置きながら、地域の意向を反映した再整備等に取り組み、より多くの市民に楽しく利用される場、そして、夢の実現を支援する場になることを目的とした「金沢市夢ある公園再生・活用計画～みんなで考え・みんなで育てる・みんなの公園～」を策定します。

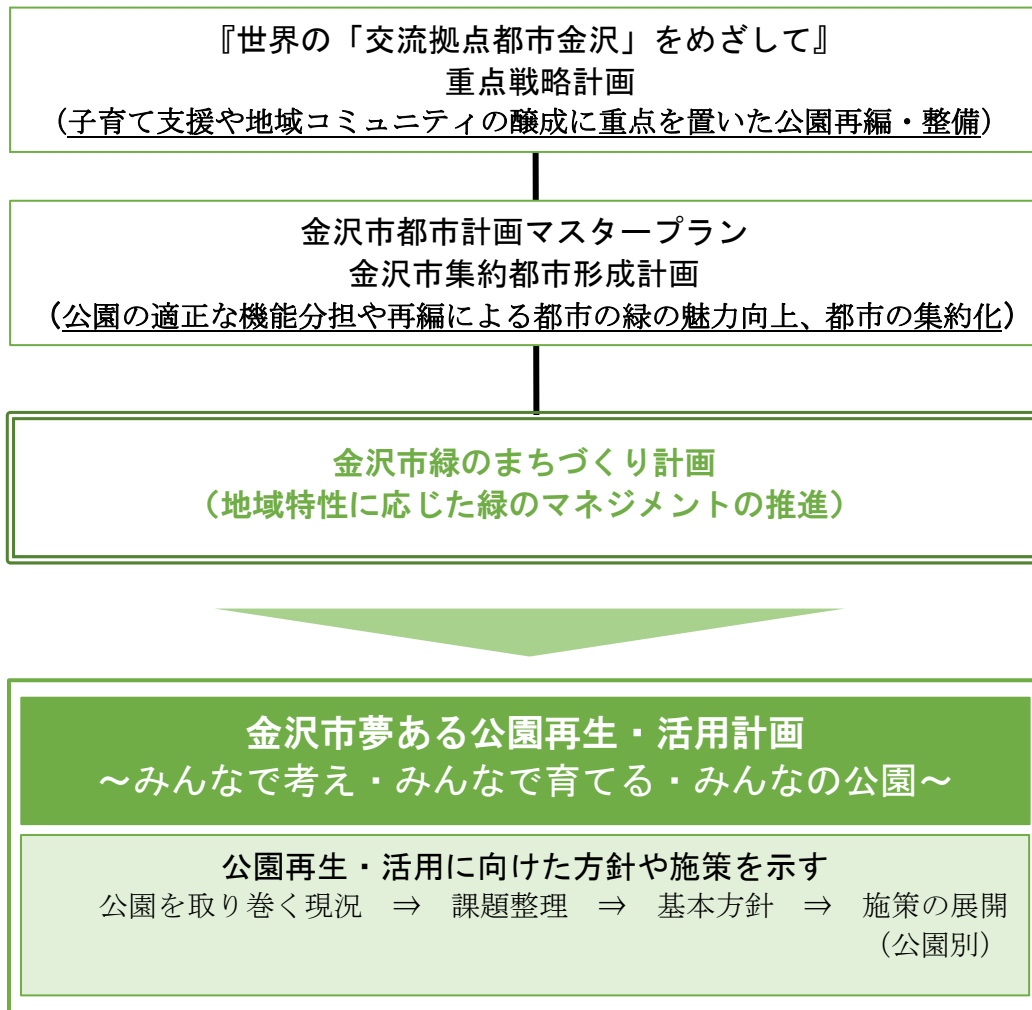
※オープンスペース…都市や敷地内で建造物が建っていない空間をいう。



2. 計画の位置づけ

本計画は、本市の上位関連計画を踏まえ策定した「金沢市緑のまちづくり計画」における施策“地域特性に応じた緑のマネジメントの推進”を具現化するための基本方針や施策の展開を示した計画です。今後、本計画の考え方にに基づき、地域の関係者と連携し、既存公園の再生、活用を図ります。

【計画の位置づけ】

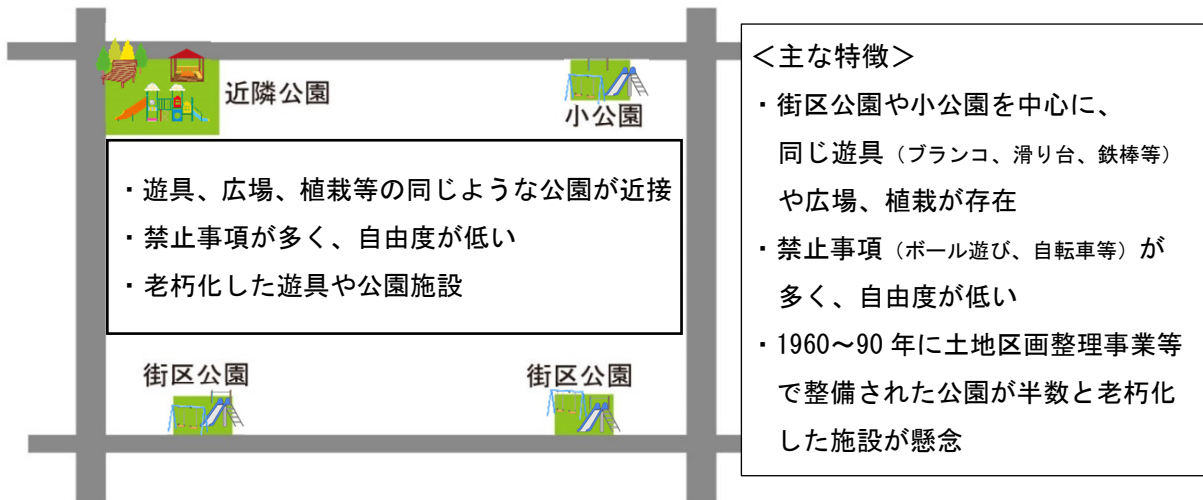


3. 計画期間

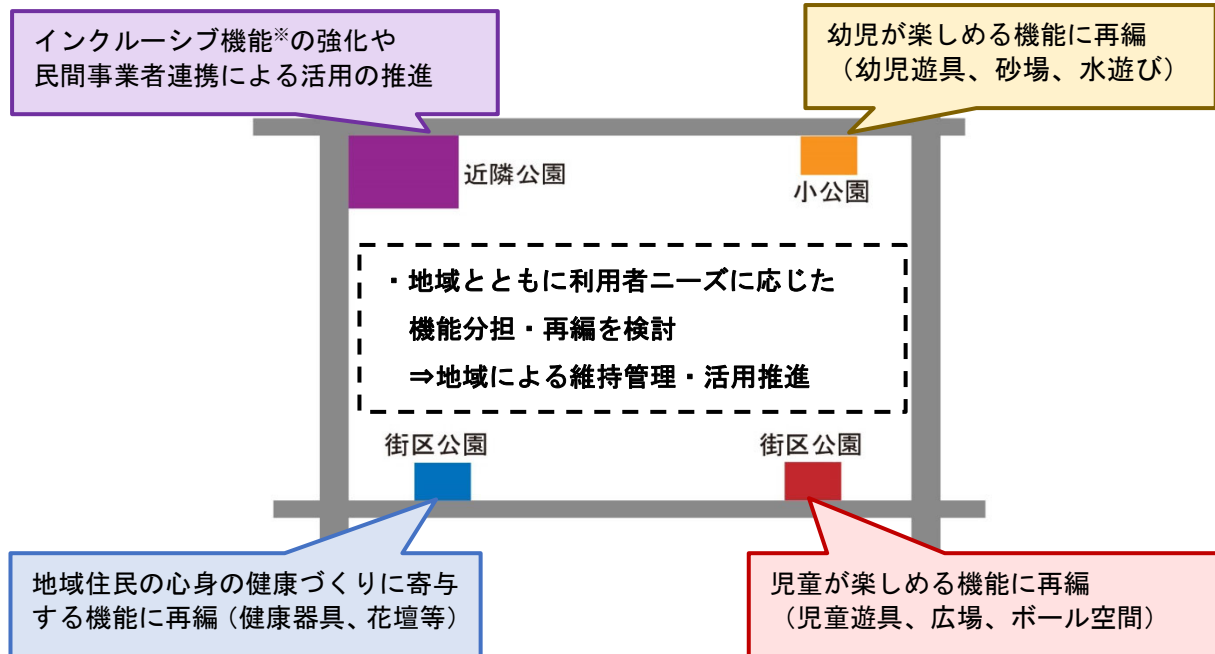
本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度の10年間として設定します。

【公園再生・活用イメージ例】

現 状



公園でやってみよう、やってみたい・こんな遊具や花木が欲しいなど
みんながわくわくする「夢ある公園」へ



※インクルーシブ機能…年齢や性別、障害の有無等に関わらず、あらゆる人が遊び、憩い、楽しめる機能をいう。



第 2 章 金沢市の公園を取り巻く現況と課題

1. 主な社会情勢の変化	6
2. 人口の特徴	8
3. 公園緑地の状況	10
4. 公園の充足状況	11
5. 設置年別公園緑地の分布	13
6. 公園緑地の維持管理の状況	14
7. 公園緑地の利用実態・ニーズ	16
8. 現況と課題の整理	20

第2章 金沢市の公園を取り巻く現況と課題

1. 主な社会情勢の変化

(1) ^{エスディーゼーズ}SDGs（持続可能な開発目標）やユニバーサルデザインの普及促進

平成27（2015）年9月、国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、誰一人として取り残されることのない持続可能な世界の実現に向けた17のゴールと169のターゲットから構成された「SDGs（持続可能な開発目標）」が示されました。

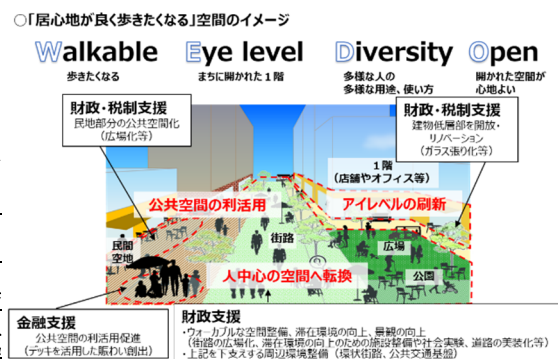


本市においては、令和2（2020）年7月に「SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業」に選定され、同年9月に「金沢市SDGs未来都市計画」を策定し、市民・企業・教育機関・来街者をも含めた多様なステークホルダー（関係者）との連携のもと「しあわせ」を共創する、世界の交流拠点都市金沢の実現に向けた取組を推進しています。特に、公園施策については、SDGsにおける「ゴール11：住み続けられるまちづくりを」に該当し、「金沢SDGsの方向性①：古くて新しく心地よいまち（自然、歴史、文化に立脚したまちづくりをすすめる）」を推進するため「公園の再生とさらなる活用」に取り組むこととしています。

また、SDGsに共通する考え方として、今後、年齢・性別・人種・障害や能力の差に関わらず、多くの人々が利用しやすい施設や、暮らしやすい都市、生活環境をデザインするユニバーサルデザインの必要性がますます重要視され、理解及び普及促進の動きが広がっています。

(2) まちなかウォーカブル^{※1}の推進

世界の多くの都市で、まちなかを車中心からひと中心の空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変する取組が進められており、これらの取組は、ひと中心の豊かな生活空間を実現させるだけでなく、地域消費や投資の拡大、観光客の増加や健康寿命の延伸、孤独・孤立の防止ほか、様々な地域課題の解決や新たな価値の創造につながります。



出典：国土交通省ホームページ

国土交通省は、これらの動向及び「都市の多様性とイノベーション^{※2}の創出に関する懇談会」からの提言を受け、まちなかウォーカブル推進プログラムを立ち上げ、官民連携により「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指した各種施策を展開しています。

本市においても、これらの取組に賛同し、ウォーカブル推進都市として国とともに、まちなかウォーカブルの取組を推進しています。

※1 ウォーカブル…「歩くことができる、歩きやすい」ことをいう。

※2 イノベーション…旧来のものに代わって新規のものが登場すること、革新されることをいう。

(3) 公園施設の長寿命化の推進

我が国においては、高度経済成長期に集中的に投資した社会基盤の老朽化が進行しており、厳しい財政下で適切に維持管理を行っていくことが、施設管理者にとって大きな課題となっています。公園施設においても、財政上の理由等で老朽化した施設の適切な維持補修、若しくは更新が困難となるなど、計画的な維持管理により、コストの抑制や平準化を図り、公園の持続性を高める取組が進められています。



また、金沢市都市計画マスタープラン2019では公園緑地の整備方針として、金沢の地形、歴史文化、都市が育んできた豊かな重層性ある緑の資産を、市民や事業者等との協働により、次の世代に引き継ぐとともに、その活用に取り組むことが示されています。

特に、市民生活に身近な街区公園や近隣公園については、コミュニティの活性化や賑わい、交流の創出等の地域課題において、公園緑地の多様な機能を効果的に組み合わせ、新たな価値を生む緑空間を創出することや、市民・事業者等の参画による緑の管理運営体制を整え、市民とともに公園の適正な機能分担や再編により都市の緑の魅力を高めることが示されています。

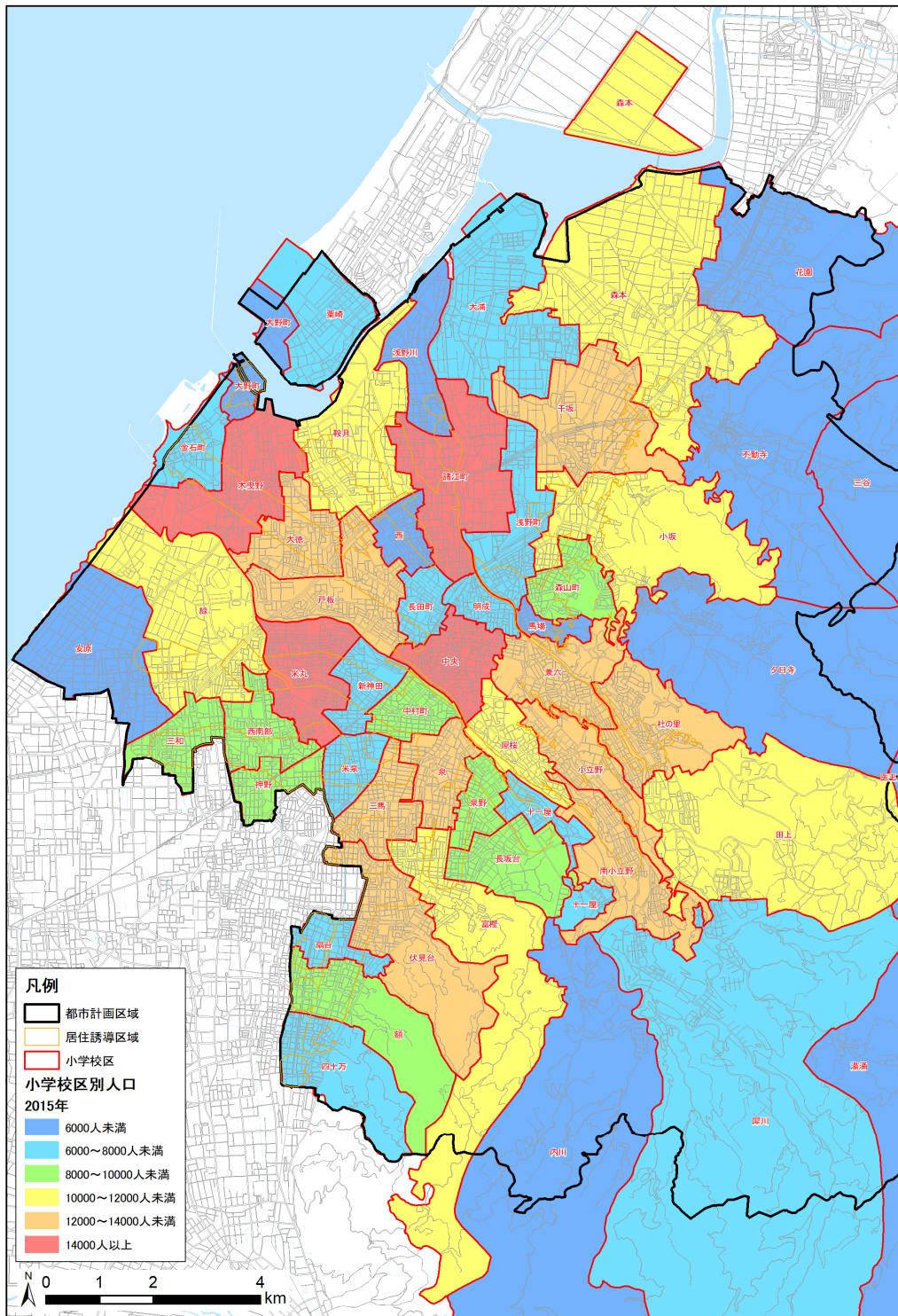
2. 人口の特徴

1) 人口分布

①現在の小学校区別人口分布（平成 27（2015）年時点）

現在の小学校区別人口は、木曳野、諸江町、米丸、中央が多く、市域の外縁部に位置する校区の人口が少なくなっています。

【現在の小学校区別人口分布】

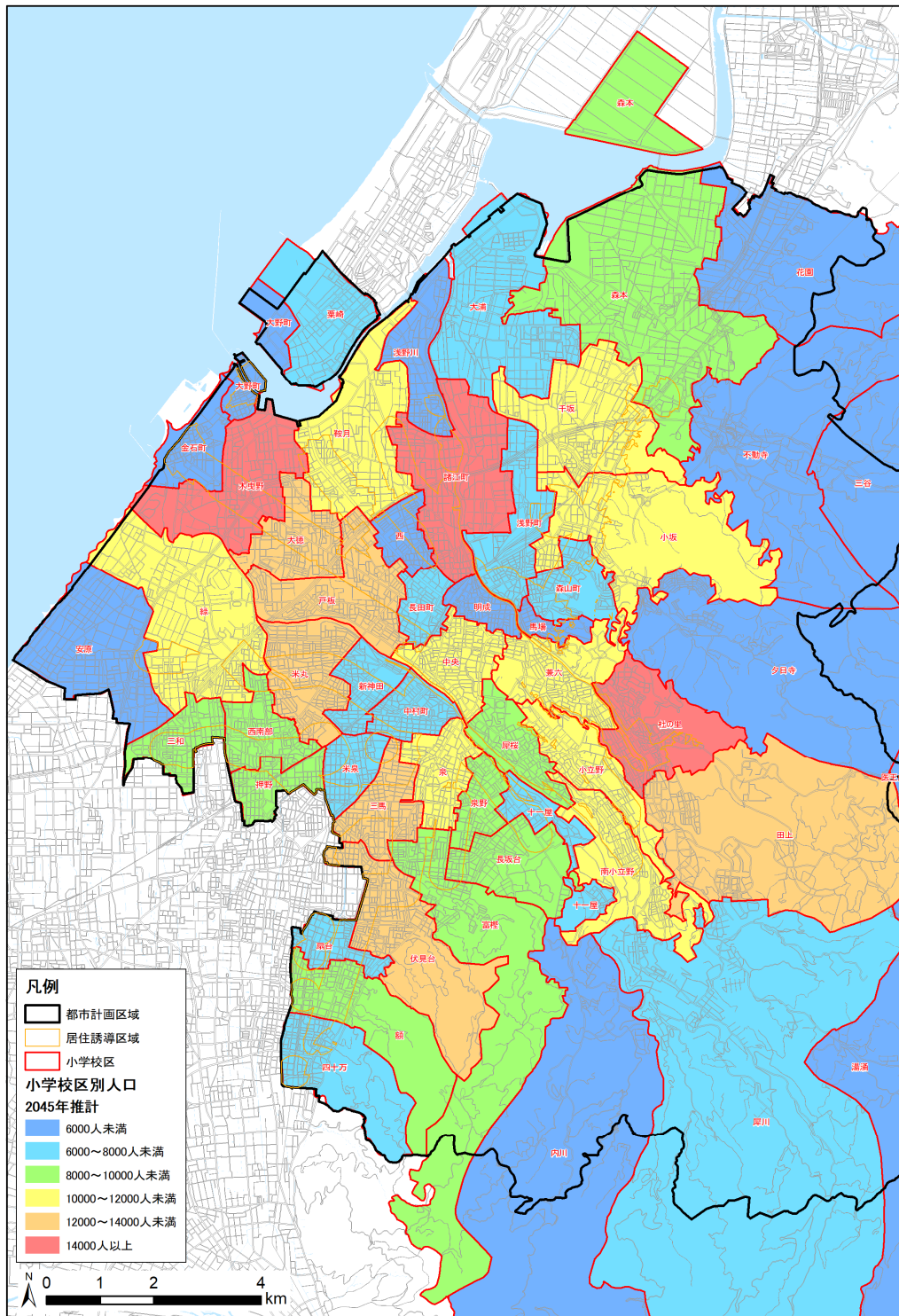


資料：国土交通省国土技術政策総合研究所 将来人口・世帯予測ツールを用いて作成

②将来の小学校区別人口分布（令和27（2045）年時点推計）

将来の小学校区別人口は、現在の人口に比べ、杜の里や田上では人口が増加していますが、全体的に各校区の人口が減少すると予測されています。

【将来の小学校区別人口分布】



資料：国土交通省国土技術政策総合研究所 将来人口・世帯予測ツールを用いて作成

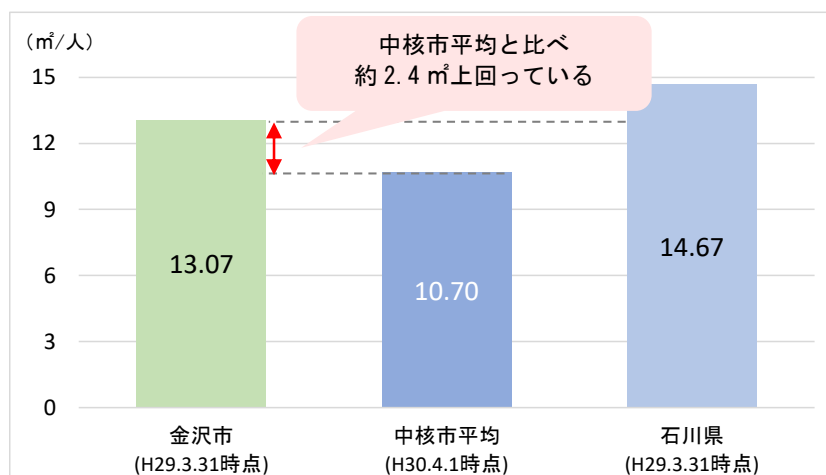
3. 公園緑地の状況

本市の公園緑地は、現在、842箇所、612.4haが整備されています。一人当たりの都市公園面積は全国の中核市平均より約2.4㎡上回っており、整備水準は高い状況にあります。

【公園緑地の箇所数と面積（令和3（2021）年3月現在）】

区分	箇所			面積 (ha)			備考	
	市	県	計	市	県	計		
都市公園	街区公園	453	-	453	104.3	-	104.3	
	近隣公園	21	1	22	30.8	1.7	32.5	姉妹都市公園、玉川公園、鞍月セントラルパーク[県]等
	地区公園	2	1	2	3.0	3.3	6.3	額谷ふれあい公園、いしかわ四高記念公園[県]
	総合公園	2	3	5	90.1	118.5	208.6	卯辰山公園、大乘寺丘陵公園、金沢城公園[県]、北部公園[県]、奥卯辰山健民公園[県]
	運動公園	2	1	3	17.2	54.8	72.0	金沢南総合運動公園、金沢城北市民運動公園、西部緑地公園[県]
	特殊公園	4	2	6	34.3	18.5	52.8	外濠公園、こなん水辺公園、内川墓地公園、奥卯辰山墓地公園、兼六園[県]、本多の森公園[県]
	広域公園	-	1	1	-	47.1	47.1	健民海浜公園[県]
	緑地	80	2	82	20.9	39.0	59.9	彦三緑地、犀川緑地[県]、大野湊緑地公園[県]等
	緑道	6	-	6	7.4	-	7.4	西部緑道等
	広場公園	5	-	5	0.4	-	0.4	香林坊にぎわい広場等
小計	574	11	585	308.4	282.9	591.3		
小公園	143	-	143	3.3	-	3.3		
小緑地	36	-	36	0.6	-	0.6		
小緑道	37	-	37	1.4	-	1.4		
未告示公園等	41	-	41	15.8	-	15.8		
小計	257	-	257	21.1	-	21.1		
合計	831	11	842	329.5	282.9	612.4		

【一人当たりの都市公園面積の比較】



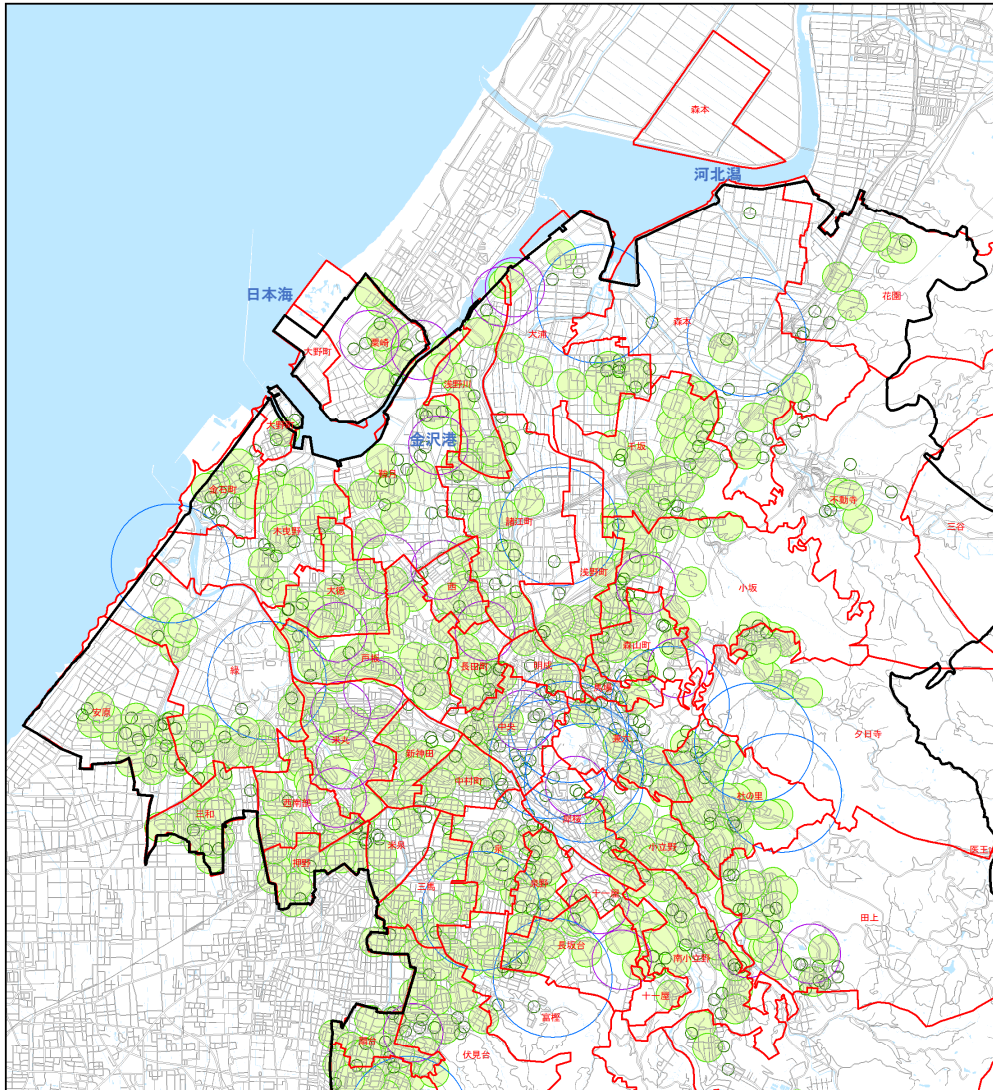
出典：中核市市長会・都市要覧、石川県都市公園等整備状況調査

* 出典によって公表値の最新年が異なるため、掲載しているデータの時点に差が生じています。

4. 公園の充足状況

公園緑地の分布においては、誘致圏*が重複する「街区公園」や「小規模公園・緑道など」が多く見られ、十分に活用されていない公園が顕在化しています。

【公園緑地の誘致圏】



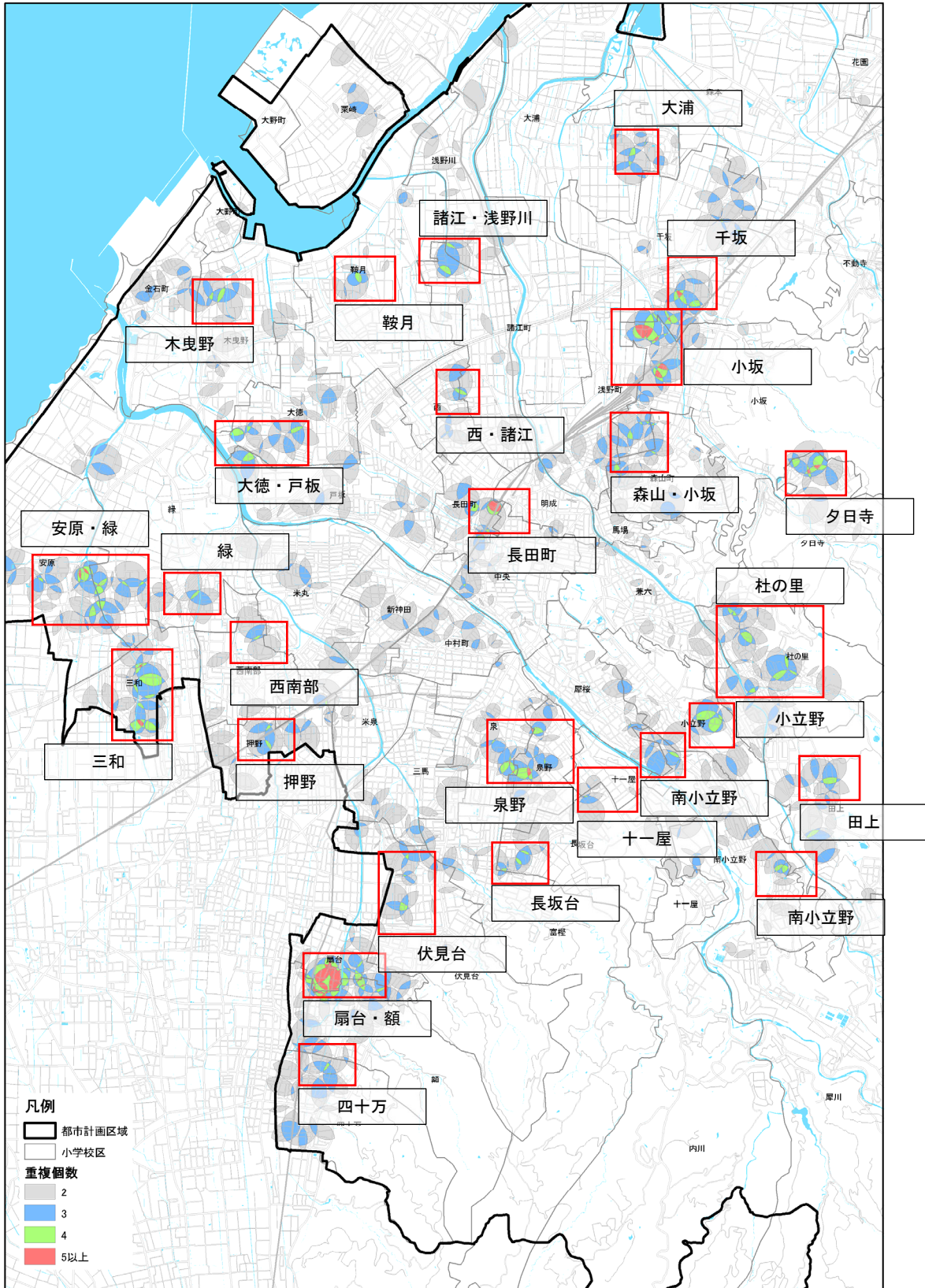
- 凡例
- 都市計画区域
 - 小学校区
 - 地区公園・都市基幹公園など(1km)
 - 近隣公園(500m)
 - 街区公園(250m)
 - 小規模公園・緑道など(100m)

【活用されていない公園例】

利用されず雑草が繁茂
※雑草繁茂に関する要望 65 件
(令和元 (2019) 年度)

※誘致圏…公園の誘致距離の基準を基に、主に公園を利用する人の範囲を表した圏域をいう。小規模公園・緑道などは半径100m、街区公園は半径250m、近隣公園は半径500m、地区公園・総合公園・運動公園などは半径1kmで設定している。

【小規模（街区公園以下の規模）公園の誘致圏域の重複状況】



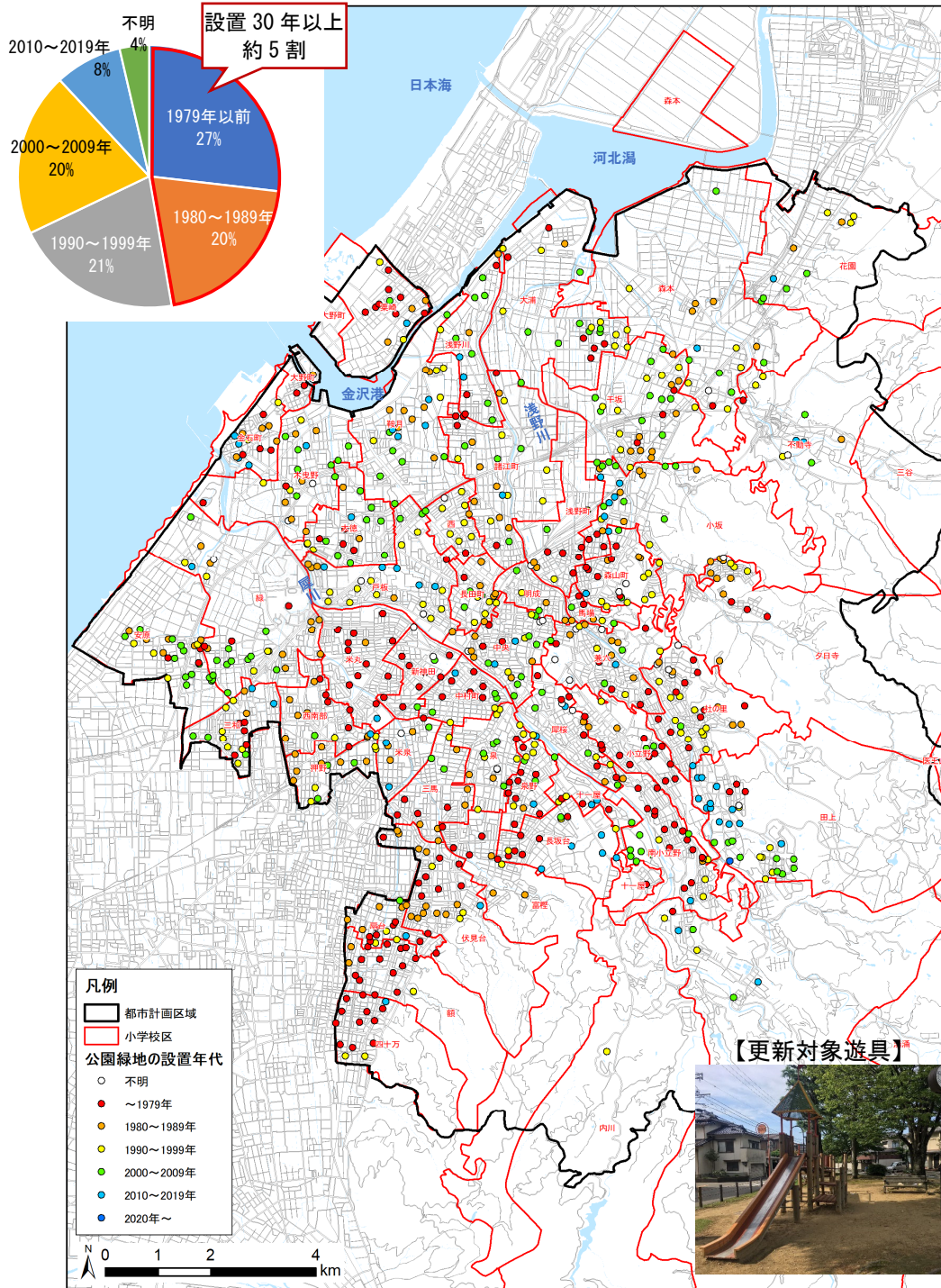
赤枠は重複が4つ以上の場所を示しています。

5. 設置年別公園緑地の分布

現在、公園緑地全体の約半数は、設置から30年以上経過しており、金属製の公園施設をはじめとした各種施設の老朽化が懸念されます。

地域別にみると、犀川以南では設置からの経過年数が長い公園緑地が多く存在します。

【設置年別にみた公園緑地の分布】

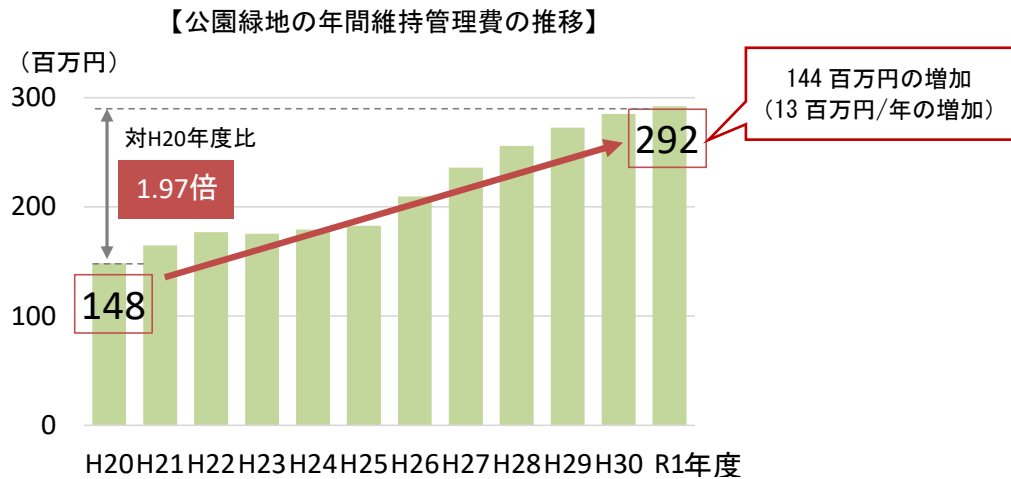


* 小公園等の都市公園に準じる緑地を含んでいます。
 * 位置は公園緑地の概ね中心を示しています。
 * 買収や譲与により設置年が正確に把握できない公園は市に帰属した年を設置年としています。

6. 公園緑地の維持管理の状況

(1) 維持管理費の推移

本市の公園緑地における年間維持管理費は、公園緑地の増加や施設の補修、更新件数の増加等に伴い、年々増加傾向にあり、平成 20（2008）年度と比較すると 1.97 倍になっています。



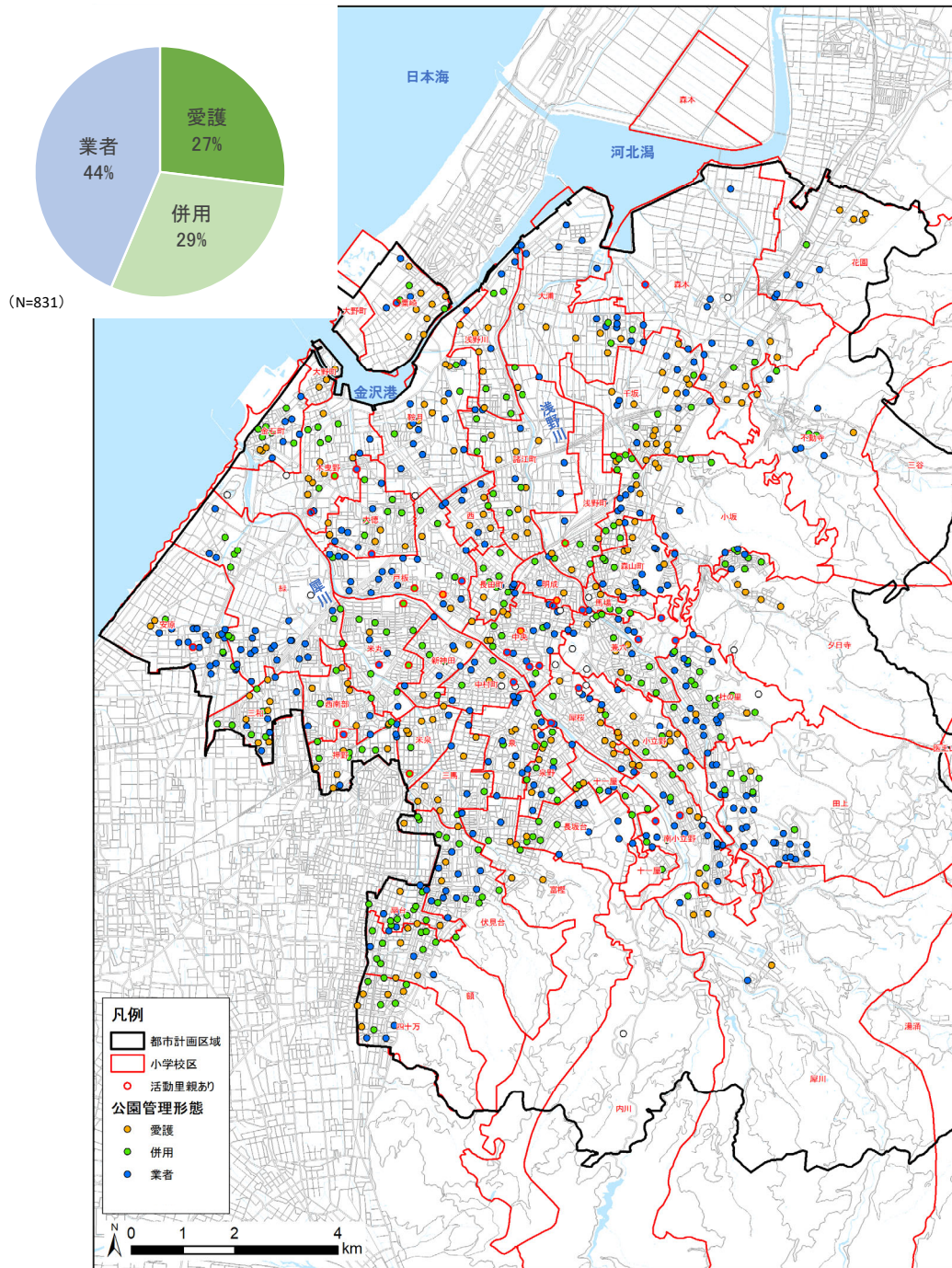
【公園緑地の高木剪定】



(2) 公園愛護事業^{※1}、公園等里親事業^{※2}の実施状況

本市の公園緑地における維持管理は、全体のうち公園愛護事業が約3割、公園愛護事業と業者委託の併用が約3割、業者委託が約4割となっています。また、公園等里親事業が取り組まれている公園緑地は32箇所と全体の1割未満となっています。

【公園緑地の管理形態状況図】



※1 公園愛護事業…公園が地域の「ふれあいの場」「やすらぎの場」となるよう、町会等で公園を管理していただき、公園の利用促進と愛着心を育む制度をいう（主に町会）。

※2 公園等里親事業…公園緑地等の公共空間の里親となって自主的なボランティア活動により、維持管理する制度をいう（主に企業、団体）。

7. 公園緑地の利用実態・ニーズ

(1) 調査概要

① 認定こども園等アンケート調査

項目		内容		
調査目的	園児や児童が通う認定こども園等における公園の利用状況や公園に求めるニーズ等を把握するため、アンケート調査を実施			
実施時期	令和2（2020）年3月			
対象者	市内に立地する認定こども園、保育所、児童クラブ等			
対象・回答状況	対象数	回答数	回答率	
認定こども園	79	36	46%	
保育所	47	30	64%	
認定外保育施設	43	18	42%	
児童発達支援事業所	38	8	21%	
児童クラブ	97	63	65%	
合計	304	155	51%	

* 公園を利用していない施設は、回答を求めています。

② e モニターアンケート調査

項目		内容		
調査目的	市民モニターから金沢市内の緑と公園に対する意向を把握し、今後の緑の魅力向上や公園の管理運営に向けた取り組みの基礎資料とするため、インターネットアンケート調査を実施			
実施時期	平成30（2018）年7月			
対象者	市民モニター			
対象・回答状況	対象数	回答数	回答率	
	250	226	90%	

③ 都市計画マスタープラン調査

項目		内容		
調査目的	居住地区周辺の身近なまちづくりや市全体の都市づくりに対する市民の意識を調査し、「金沢市都市計画マスタープラン」策定に係る基礎資料とするため、アンケート調査を実施			
実施時期	平成29（2017）年9月			
対象者	無作為抽出による市内に居住する20歳以上の世帯主（男女）			
対象・回答状況	対象数	回答数	回答率	
	10,000	4,805	48%	

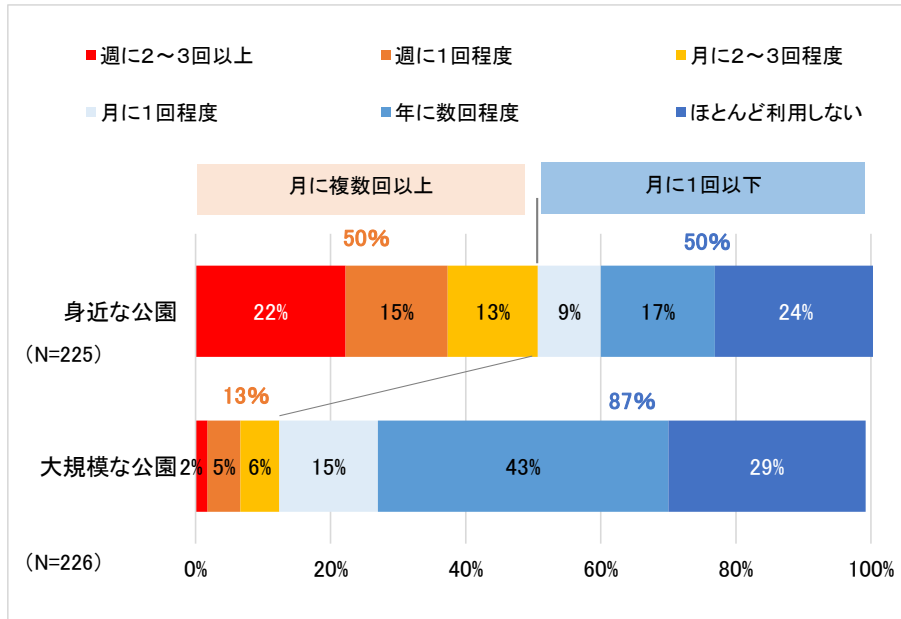
(2) 結果概要

①公園の利用頻度

1) 市民の利用頻度 (eモニターアンケート調査)

市民の身近な公園の利用頻度は、月に複数回以上が約5割、大規模な公園は約1割と少ない状況です。

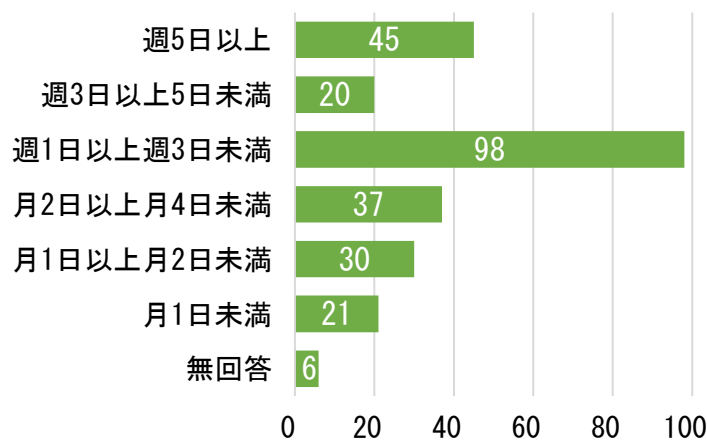
【公園の利用頻度】



2) 認定こども園等における利用頻度 (認定こども園等アンケート調査)

認定こども園等に週1回以上利用されている公園は163箇所、そのうち週3日以上利用が65箇所と特に利用頻度が高くなっています。

【利用頻度別公園箇所数】



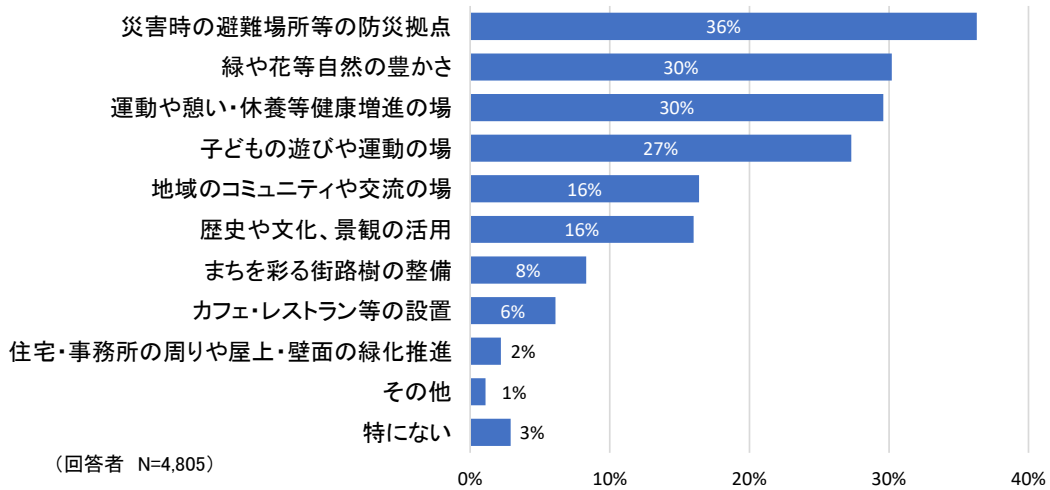
* 利用頻度は回答の平均値ではなく、総和で算出しています。

②公園に求められる様々なニーズ

1) 市民のニーズ（都市計画マスタープラン調査）

市民が公園に求めることにおいては「災害時の避難場所等の防災拠点」「緑や花等自然の豊かさ」「運動や憩い・休養等健康増進の場」の割合が高くなっています。

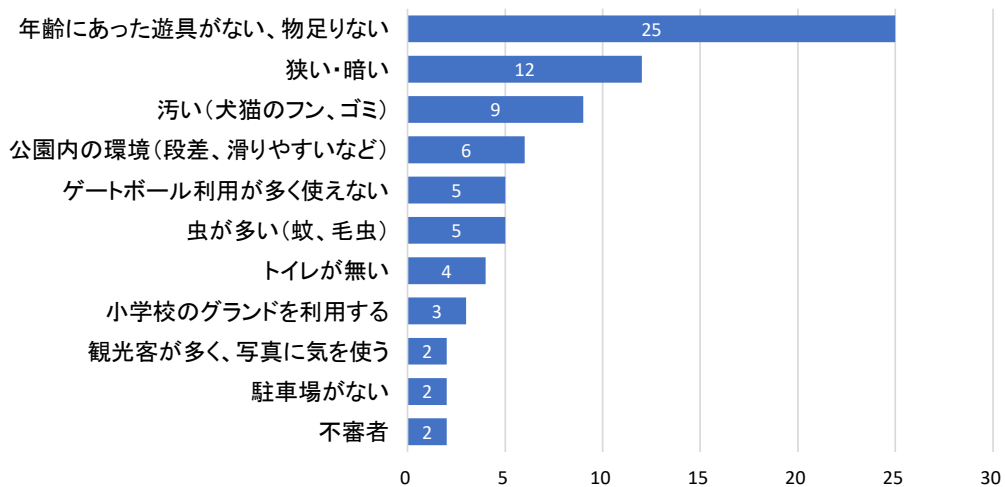
【公園に求めること】



2) 認定こども園等のニーズ（認定こども園等アンケート調査）

認定こども園等において公園を利用しない理由には「年齢にあった遊具」「狭く・薄暗い公園の解消」「清潔な環境」に関する意見が多くなっています。

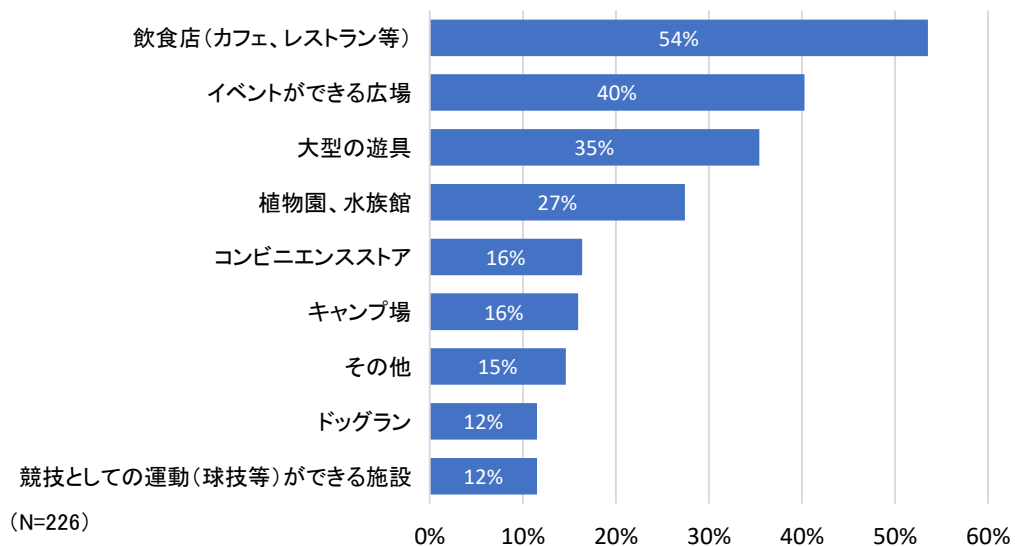
【公園を利用しない理由】



3) 大規模な公園へのニーズ (eモニターアンケート調査)

大規模な公園に求められる市民ニーズにおいては「飲食店(カフェ、レストラン等)」「イベントができる広場」「大型の遊具」の割合が高くなっています。

【大規模な公園に求める施設】



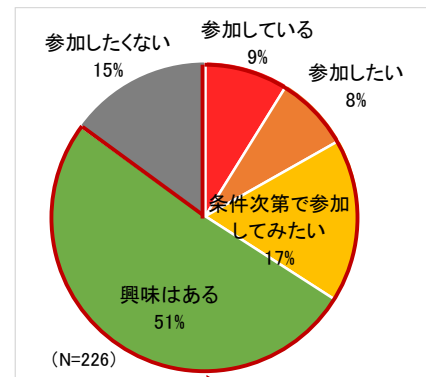
③公園愛護活動への参加意向 (eモニターアンケート調査)

公園愛護の参加意向は全体の 85%と高く、「自由度の高い管理運営」や「管理に対する特典」等が望まれています。

<条件次第で参加する際の条件>

- ・ 日程や時間帯の制約がない
- ・ 特典があるとよい
- ・ 親子やグループで楽しめる 等

【公園愛護活動の参加意向】



全体の 85%

8. 現況と課題の整理

●公園緑地を取り巻く現況	
主な社会情勢の変化	1. SDGsやユニバーサルデザインの考えに基づき、誰もが利用しやすい公園の環境整備が重要視されています。
	2. 公共空間を民間投資と連携しながら「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指しています。
	3. 計画的な維持管理によりコストの抑制や平準化を図り、公園の持続性を高めています。
立地・施設の状態	4. 同種公園の誘致圏や機能が重複し、十分に活用されていない公園が顕在化しています。
	5. 設置から30年以上経過した公園が約5割を占め、遊戯施設や休養施設の老朽化が進んでいます。
	6. 維持管理費は増加傾向で推移しており、今後、ますます修繕費等の負担が増加することが予想されます。
市民意向	7. 月に複数回以上身近な公園を利用する市民は約5割、大規模な公園は約1割と少ない状況です。 <月に複数回以上利用する市民の割合 (e)> 身近な公園：約5割(50%)、大規模な公園：約1割(13%)
	8. 市民からは公園の(再)整備、維持管理が望まれており、様々なニーズが挙げられています。 <市民のニーズ (都)> 防災、自然の豊かさ、憩い・休養 等 <認定こども園等のニーズ (こ)> 年齢にあった遊具、狭く薄暗い公園の解消、清潔な環境 等 <大規模な公園に対するニーズ (e)> 飲食店(カフェ等)、イベント広場、大型遊具
	9. 公園愛護の参加意向は高く、「自由度の高い管理運営」や「管理に対する特典」等が望まれています。

e: eモニター、こ: 認定こども園等、都: 都市計画マスタープラン

●課題整理

課題1. 十分に活用されていない公園の解消

(現況対応番号：1、2、4、7)

公園の誘致圏・機能の重複や適切な維持管理等がなされず、十分に活用されていない公園が顕在化しています。必要な機能の適切な配置等により、公園の有効活用を図る必要があります。

課題2. 地域特性に応じた公園施設への更新

(現況対応番号：1、2、8)

公園に対するニーズは、年齢や公園の規模、場所等によって異なります。高齢者や幼児・児童、障害のある方など、地域特性に応じて優先度の高いニーズに対応できる公園施設への更新が必要です。

課題3. 公園の維持管理費の抑制

(現況対応番号：3、5、6)

市内公園の約5割は設置から30年以上経過しており、今後も施設の老朽化や維持管理費の増加が見込まれます。施設更新に合わせた計画的な公園機能の分担や市民等との協働による管理運営方策を検討し、公園の維持管理費を抑制することが求められます。

**課題4. 市民や事業者等が適正かつ柔軟に管理運営しやすい
仕組みづくり**

(現況対応番号：2、9)

市民の公園愛護活動への参加意向は高いものの、参加している市民は限られており、活動への参加を促すための工夫や動機づけ等が必要です。利用しやすい公園にするため、市民や事業者等が主体的にルールを定め、適正かつ柔軟に管理運営しやすい仕組みが求められます。



第 3 章 夢ある公園再生・活用計画

1. 夢ある公園再生・活用に向けた基本方針 24
2. 施策の方向性 26

第 3 章 夢ある公園再生・活用計画

1. 夢ある公園再生・活用に向けた基本方針

前章の現況と課題の整理を踏まえ、夢ある公園再生・活用に向けた基本的な考え方を下記に示します。

(1) 子育て支援・育成の視点を重視

公園を利用する頻度の高い幼児や児童のニーズに合った再整備を進め、子どもたちの笑顔があふれる公園づくりを目指します。

多くの公園においては、幼児や児童の利用頻度が高く、保育や教育の場においても活用されていますが、年齢に応じた遊具がない、ボール遊びができない、公園を利用しづらいとの声も上がっています。

子どもたちのニーズを把握し、再整備を進め、子どもたちの笑顔があふれる公園づくりを通じて、心身の健やかな成長を支援します。

(2) 地域のニーズに応じた機能分担・再編

地域にある公園の再生・活用の検討段階で、地域住民の意見を反映し、機能分担・再編を行い、将来も見据えた活用される公園づくりを目指します。

公園緑地は、面積等の規模や地域の現在及び将来の年齢別人口分布、周辺施設の立地状況等に応じて、求められるニーズが異なります。

地域とコミュニケーションを取り、合意形成を図りながら、公園の機能分担・再編の検討を進め、地域行事や住民のレクリエーションの場など、より長く継続的に活用される公園づくりを目指します。

(3) まちなかの賑わいを創出

公園の柔軟な利活用により、まちなかの賑わいや憩いの場を創出します。

本市のまちなか区域には、商業施設や観光・宿泊施設等が集積し、市民や来訪者が多く訪れています。

地域住民や商店街、まちづくり団体、事業者など、様々な主体との連携により公園の柔軟な利活用を図り、まちなかの賑わい及び憩いの場を創出します。

(4) 公園施設の効率的・効果的な整備・維持管理

公園施設の更新時期に併せ、幼児や児童をはじめ、地域住民のニーズに応じた公園施設の整備や市民との協働による維持管理を効率的・効果的に行います。

本市の公園の約5割は設置から30年以上を経過しており、10年後には約7割を占めることが見込まれます。それに伴い、今後、公園施設の更新費用のほか、日々の維持管理の負担がますます大きくなることが予想されます。

公園施設の更新時期に併せ、地域住民のニーズや将来を見据えた公園施設の整備、市民との協働による維持管理を効率的・効果的に行います。

(5) 公園再生・活用策を契機とした地域コミュニティ活性化

市民や事業者等が公園を適正かつ柔軟に管理運営しやすい仕組みを検討し、公園の再生・活用に向けた取組を通じて地域コミュニティの活性化を図ります。

公園は利用する人の属性や人数、目的等に応じて使い方が異なり、利用状況によっては、すべての人が満足に利用できない場合もあります。地域が公園を主体的に管理運営することによって、公園の利用調整等が図られ、安全性や利便性の向上のほか、活動を通じて地域の結束力強化も期待できます。

市民や事業者等が公園を適正かつ柔軟に管理運営しやすい仕組みを検討し、公園の再生・活用に向けた取組を通じて地域コミュニティの活性化を図ります。

2. 施策の方向性

●夢ある公園再生・活用に向けた基本方針

(1) 子育て支援・育成の視点を重視

(2) 地域のニーズに応じた機能分担・再編

(3) まちなかの賑わいを創出

(4) 公園施設の効率的・効果的な整備・維持管理

(5) 公園再生・活用策を契機とした地域コミュニティ活性化

施策4 地域との連携による公園維持管理・活用の推進
既存の制度の見直しや新規制度の創設等を検討し、地域や事業者が主体的に公園を活用しやすい環境整備に努めます。

<イメージ>

- ・ 既存制度（公園愛護制度の見直し、充実）
- ・ 市民協働公園愛護のしおりの作成、普及促進 等



● 施策の展開（公園別：市管理）

施策1 小規模な公園の機能分担・再編

検討対象公園：街区公園、緑地、広場公園、小公園、小緑地、未告示公園等 など・801箇所

日常利用しやすい小規模な公園の機能分担・再編により、幼児・児童や地域住民等の公園利用者の増加やコミュニティ活動の活性化を目指します。

<イメージ>

- ・認定こども園等の近接には幼児向け遊具を設置
- ・児童クラブ近接には児童向け遊具や広場の整備 等



幼児向け遊具



児童向け遊具

施策2 大規模な公園の機能強化

検討対象公園：近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園 など・30箇所

大規模な公園の機能強化を図り、誰もが使いやすい利用者満足度の高い公園を目指します。

<イメージ>

- ・インクルーシブ機能の強化や防災機能の充実
- ・パークPFI*等民間投資によるサービス提供 等



車いすを運びやすい幅を設けた遊具



背もたれ・安全バー付ブランコ



民間投資施設

施策3 まちなかの賑わい創出に向けた公園の有効活用

検討対象公園：まちなかに立地する公園・85箇所

まちなかの賑わい、憩いの場創出に向けた有効活用できる公園を目指します。

<イメージ>

- ・定期的な店舗出店
- ・対象公園における制限の緩和制度 等

公共空間利活用社会実験（店舗出店）



東山河岸緑地



外濠公園

*パークPFI…都市公園の利便等の向上を図るため、公園施設の整備を行う民間事業者を公募により選定する制度をいう。事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元し、都市公園のさらなる質の向上等を図る整備管理手法のこと。



第 4 章 施策の展開

- 施策1 小規模な公園の機能分担・再編 30
- 施策2 大規模な公園の機能強化 35
- 施策3 まちなかの賑わい創出に向けた公園の有効活用 41
- 施策4 地域との連携による公園維持管理・活用の推進 44

第4章 施策の展開

施策1 小規模な公園の機能分担・再編

検討対象公園：街区公園、緑地、広場公園、小公園、小緑地、未告示公園等など・801箇所

日常利用しやすい小規模な公園の機能分担・再編により、幼児・児童や地域住民等の公園利用者の増加やコミュニティ活動の活性化を目指します。

①検討対象地区・公園の絞り込み

小規模な公園の機能分担・再編に向けて、下記の4つの視点に基づくステップに沿い、検討対象地区・公園の絞り込みを行います。なお、対象地区の選出にあたっては金沢市緑のまちづくり審議会の意見を聴くこととします。

ステップ1：公園周辺の認定こども園・児童クラブ等の立地状況及び誘致圏内の人口の多い公園の絞り込み

本計画における基本方針を踏まえ、子育て支援や地域コミュニティの醸成の視点を重視し、公園周辺に認定こども園・児童クラブ等が立地し、誘致圏内の人口が多い公園を抽出します。

公園周辺における認定こども園・児童クラブ等の立地状況については、公園の誘致圏内に認定こども園・児童クラブ等が複数立地していることを基準と設定し、誘致圏内の人口については、市内の公園の平均誘致圏人口（約700人/公園）の約2倍にあたる1,500人以上を人口規模が大きく地域コミュニティが盛んと捉え、基準として設定します。

ステップ2：公園の誘致圏が重複する小規模な公園の絞り込み

本市の街区公園以下の小規模な公園については、誘致圏が重複する公園が多く立地しています。また、それらの公園の多くには、同種遊具が設置され、公園間が近接しているほど、利用状況に偏りが見られます。

これら誘致圏が重複する小規模な公園の機能分担、再編により、公園の有効活用を図るため、全体のバランスを考慮し、公園の誘致圏の重複数が4つ以上の公園（全体の約40%）を基準として設定します。

ステップ3：公園施設の老朽化による絞り込み

本市には、設置から30年以上経過した公園が全体の約5割を占めており、各種公園施設の老朽化が進んでいる公園が見られます。これらの老朽施設の補修や更新と小規模な公園の機能分担、再編を一体的に実施することで、効率的かつ効果的な整備になることが期待されます。そのため、公園の便益施設の耐用年数を参考に、設置40年以上経過している公園を基準として設定します。

ステップ4：公共施設整備実施予定（福祉施設や小学校移転等）による絞り込み

今後、本市においては、少子高齢化の進行等の社会情勢の変化に応じて、福祉施設や教育施設の移転、統廃合等の公共施設の整備が予想されます。

これらの公共施設の整備に合わせて、跡地活用と周辺の公園の機能分担若しくは再編を一括して検討し、より効果的で、利便性の高い地域の形成に向け、公共施設の整備事業の予定地区を対象として設定します。

②対象地区での検討概要

対象地区では、地域住民や認定こども園・児童クラブ等とともに対象公園における取組や具体的な整備の内容を議論し、決定します。公園でやりたいことや必要な整備、公園の管理運営方法等を示した地域版公園再生活用計画として取りまとめ、計画に基づいた整備や取組が展開されるよう、促進します。

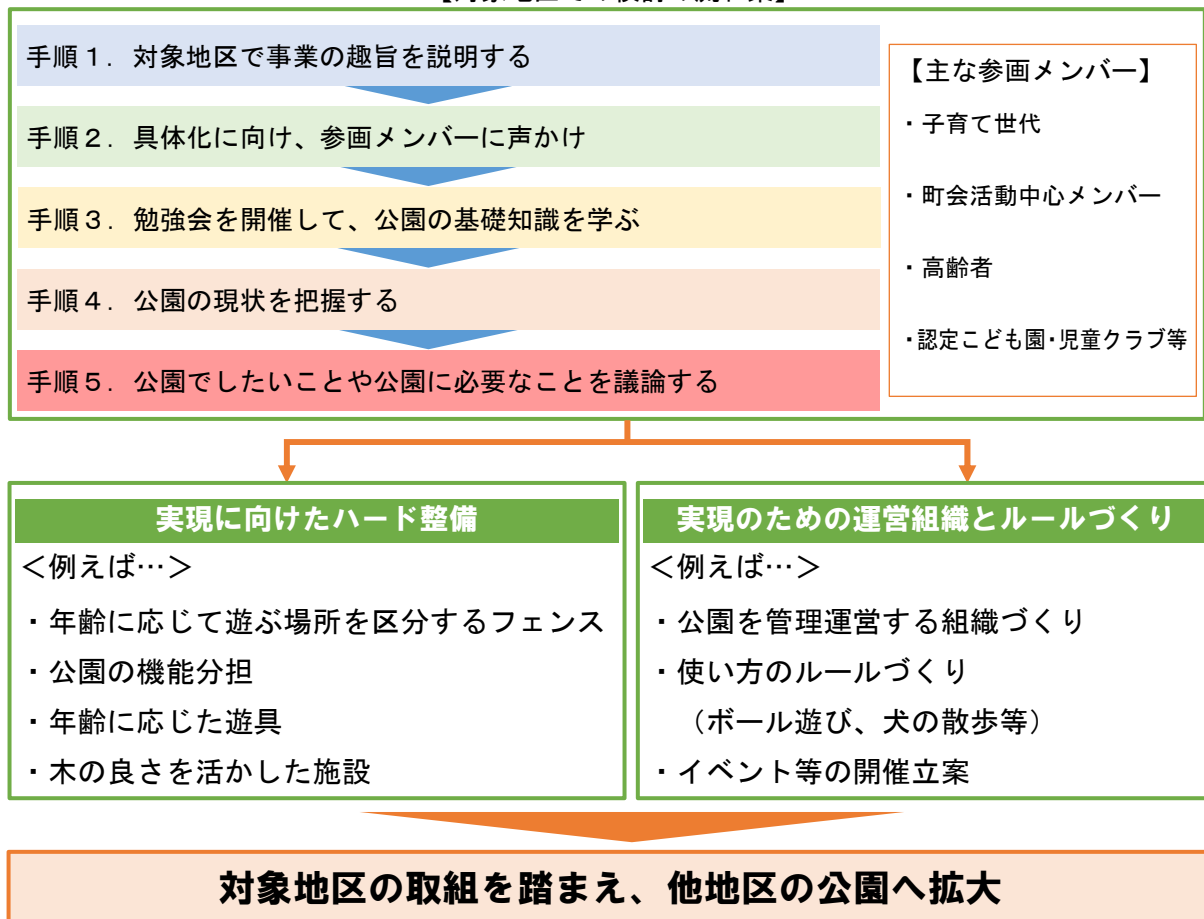
また、対象地区での検討の経緯や取組を踏まえ、他地区の公園への拡大を図ります。

	短期 (令和3～5年度)	中期 (令和6～8年度)	長期 (令和9～12年度)
対象地区での 検討・実施	地区住民とともに計画 の検討、設計・整備	取組の検証・改善 →	
他地区の公園への 拡大(計画期間内3～ 5地区程度で実施)		地区住民とともに計画 の検討、設計・整備	取組の検証・改善 →

③対象地区での検討の流れと具体的内容

参画メンバーは主に「子育て世代」「町会活動中心メンバー」「高齢者」「認定こども園・児童クラブ等」を想定し、グループごとに意見を整理しながら、具体計画として取りまとめ、他地区への拡大を図ります。ただし、検討の進め方及び参画メンバーは、地域の意向や議論の進捗等に応じて、適宜、柔軟に見直しながら検討します。

【対象地区での検討の流れ案】



手順1. 対象地区で事業の趣旨を説明する

対象地区においては、市より事業趣旨を説明し、公園の機能分担、再編について地域から合意を得た上で実施します。

事業趣旨においては、事業の目的やスケジュール、事業参画の動機づけ（公園の利用ルールの緩和等）、地域と市との役割分担等について説明します。



特に、地域には、主体的に公園マネジメントに取り組むことを前提に、より利用しやすい公園づくりに向けた議論や活動への参画について理解いただけるよう留意します。

手順2. 具体化に向け、参画メンバーに声かけ

地区に立地する各公園の機能分担、再編、運営や維持管理のルールづくり等を話し合うため、町会長等に参画メンバーへの声かけを依頼します。

参画メンバーは、下記を想定しますが、地域の意向や必要性に応じて、参画メンバーの枠を広げます。



<参画メンバー（想定）>

- ・子育て世代：子ども会、認定こども園・児童クラブ等の保護者会等の代表者
- ・町会活動：町会長、町会美化委員、青年会、公園愛護団体等の代表者
- ・高齢者：老人会、グラウンド・ゴルフクラブ等の代表者
- ・認定こども園・児童クラブ等：認定こども園、保育所、幼稚園、児童館等の代表者

手順3. 勉強会を開催して、公園の基礎知識を学ぶ

公園の機能や利用ルールを議論する前に、地域で公園についての基礎知識を学ぶ勉強会を開催します。

勉強会では、公園の役割等の基礎知識のほか、法的なルールや地域ルールを定めた場合の負担や責任を学び、地域としてできること、できないことを意識して議論ができるように理解を深めます。



手順4. 公園の現状を把握する

公園の現状を客観的に把握するため、地域で協力しあい、公園内に設置されている施設や利用者の特徴（“いつ（時間帯）”“（公園内の）どこで”“どのような人が”“だれと”“何を”“どのように”楽しんでいるか？）を調査します。

調査は、市が保管する公園台帳のほか、国土交通省「まちなかの居心地の良さを図る指標」に関する調査手法を参考に実施します。また、認定こども園等の認定こども園・児童クラブ等に対しては、別途、聴き取り調査を実施し、詳細な利用状況や利用意向を把握します。

手順5. 公園でしたいことや公園に必要なことを議論する

議論は、地域においてワークショップ*形式で行うこととし、手順4における認定こども園・児童クラブ等への聴き取り調査結果を踏まえつつ「子育て世代」「町会活動」「高齢者」のグループ毎に意見やアイデアを出し合い、公園の再生活用計画を取りまとめ、すべてのグループと共有します。



各グループの計画における法的・技術的・予算的な制約を整理し、公園の管理運営も考慮した見直し計画を地域に提示します。それを改めて地域で議論し、合意形成を図りながら計画の内容を取りまとめます。

また、ワークショップに直接、参加できない人の意見を把握するため、記名式のアンケート調査を実施するほか、各回の意見は、かわら版（ニュース）として取りまとめ、地域全体への周知を図ります。

【ワークショップ開催イメージ】

① 「子育て世代」「町会活動中心メンバー」「高齢者」の3グループで検討スタート

② 対象公園の現状や課題、「認定こども園・児童クラブ等」への聴き取り調査結果を踏まえ、公園でしたいことや必要な機能について議論

③ 各グループの議論を計画として整理し、全員で共有

④ 各種制約や地域での管理運営を考慮し、計画を再整理

⑤ 全員で見直し案について議論し、計画の精度を高める

⑥ 地域で公園を管理運営するためのルールについて議論

⑦ 最終案をとりまとめ

社会実験として地域主体の公園の管理運営を実施

結果を踏まえ、取組に対する意向が高い地区に拡大

*ワークショップ…参加者が自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら提案をまとめる場をいう。

④地域主体の公園の管理運営に取り組む効果

地域主体の公園の管理運営に取り組むことで、主に下記の効果を見込むことができます。

効果 1 : 地域の責任ある公園の管理運営により、使い方の自由度・愛着が高まる

- これまで、統一的なルールによって利用が制限されていましたが、地域主体の責任ある公園の管理運営により、法令等の範囲内で地域の意向が反映された柔軟な独自ルールを定めることが可能になります。
- 独自ルールの設定や責任を持った利用により、公園の使い方の自由度が広がり、公園に対する愛着の向上が期待できます。
- 花壇やベンチの設置、新たな花木等の植栽など、公園の快適性を高めるための公園づくりや健康づくり等をテーマとした特化型の公園活用も可能となります。



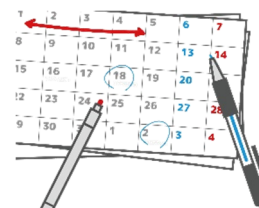
効果 2 : 地域内外の交流や世代間の交流が促進

- 公園の魅力や機能向上・充実が図られることによって、地域内外との交流や園児・子育て世代と高齢者等の世代間交流が促進され、地域の活性化や地域内結束力の強化、子どもたちの社会性の教育、高齢者のやりの創出等の効果が見込まれます。



効果 3 : 利用時間の事前調整により、公園の利用促進・利便性の向上が期待

- 公園の管理運営の観点から、利用頻度の高い認定こども園や小学校、高齢者、町会等の利用時間を事前に調整・区分し、必要に応じて市に申請することで利用の重複による混乱やトラブル等の回避につながり、より多くの人々の利用や利便性の向上が期待できます。



<利用調整例>

平日（9～10時）：A 認定こども園
 平日（13～15時）：B 小学校
 土曜（8～10時）：C 老人会
 日曜（11～13時）：D 町会

施策2 大規模な公園の機能強化

検討対象公園：近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園など市管理の公園・30箇所

大規模な公園の機能強化を図り、誰もが使いやすい利用者満足度の高い公園を目指します。

①対象公園の絞り込み

公園の機能強化に向けて、市内の近隣公園以上の大規模な公園 30 箇所の中から、下記の2つの視点に基づくステップに沿い、対象公園の絞り込みを行いました。

ステップ1：公園内又は近接に公共施設駐車場が設置

大規模な公園は、誘致圏が広く、公園近くの住民だけでなく、遠方からの様々な利用者にも楽しんでいただくことを目的に整備されています。

遠方からの来訪者や障害を持つ人をはじめ、誰もが訪れやすいことを重視し、今回、機能強化を図る大規模な公園は、公園又は近接に公共施設駐車場が設置されていることを抽出の視点として設定します。

ステップ2：公園内に一定の広場の広さが確保できること

公園の機能強化を図るためには、公園の使い方等に応じた施設整備が想定され、子どもたちが楽しめる大型遊具や地域の防災力を高める施設の設置など、一定規模の整備に対応できる広さが必要となります。

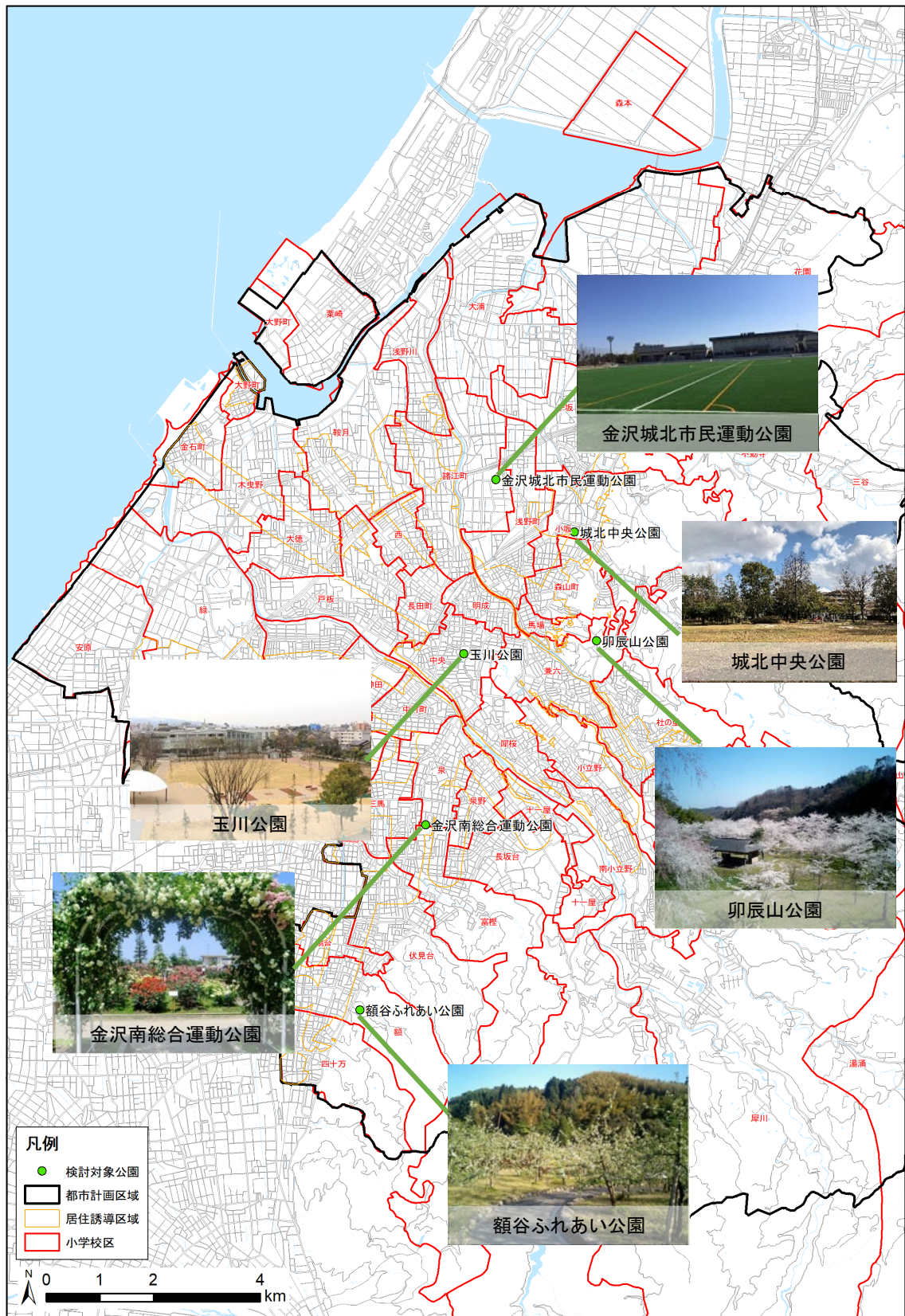
大規模な公園の機能強化に際して、物理的な制約をできる限り抑えるため、一定の広場の広さが確保できることを抽出の視点として設定します。



<主な対象公園>

- ◆運動公園：金沢城北市民運動公園、金沢南総合運動公園
- ◆総合公園：卯辰山公園
- ◆地区公園：額谷ふれあい公園
- ◆近隣公園：玉川公園、城北中央公園

【主な対象公園位置図】



②対象公園での検討概要

対象公園では、利用者の多様なニーズに応え、周辺の地域特性等を踏まえた質の高いサービスを提供するための整備を実施します。

また、効果的・効率的な管理運営を推進するため、民間との連携が必要と判断される場合、指定管理者制度やパーク P F I 制度等の活用を想定します。

	短期 (令和3～5年度)	中期 (令和6～8年度)	長期 (令和9～12年度)
市単独での整備	意向調査・ 整備内容の検討	整備着手	適切な維持管理 →
民間事業者との連携	意向調査・ 事業内容の検討	民間事業者との対話・ 事業者選定・実施	取組の改善 適切な維持管理 →

機能強化のイメージ

<例えば…>

- ・インクルーシブ機能の強化や防災機能の充実
- ・パーク P F I 等民間投資による飲食、販売サービス提供 等



車いすを選びやすい幅を設けた遊具



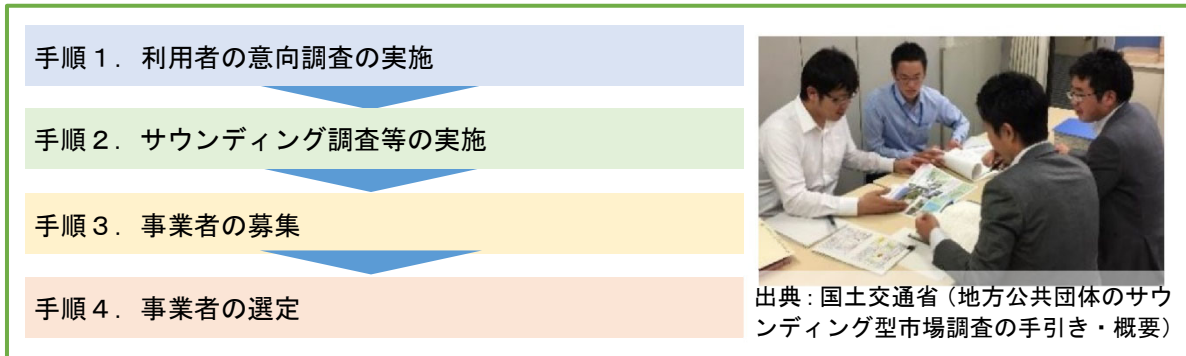
防災機能を満たす休憩施設
(神栖公園 (茨城県神栖市))

出典：神栖市ホームページより

③民間との連携検討の流れと具体的内容

民間との連携が必要と判断される公園においては、利用者への意向調査のほか、民間事業者との対話（サウンディング調査）等を実施します。対話を通じて民間事業者から意見や提案を聴き取り、民間活力導入の可能性等について検討しながら、事業者の募集・選定を行います。

【対象公園における民間連携に向けた検討の流れ】



手順 1. 利用者の意向調査の実施

対象公園における機能強化に向けて、市において公園利用者へのアンケート調査を実施し、公園でしたいことや必要な機能、既存機能の改善点等を把握します。

また、周辺に立地する公園の機能を整理し、これらの公園で不足する機能の補完に留意します。

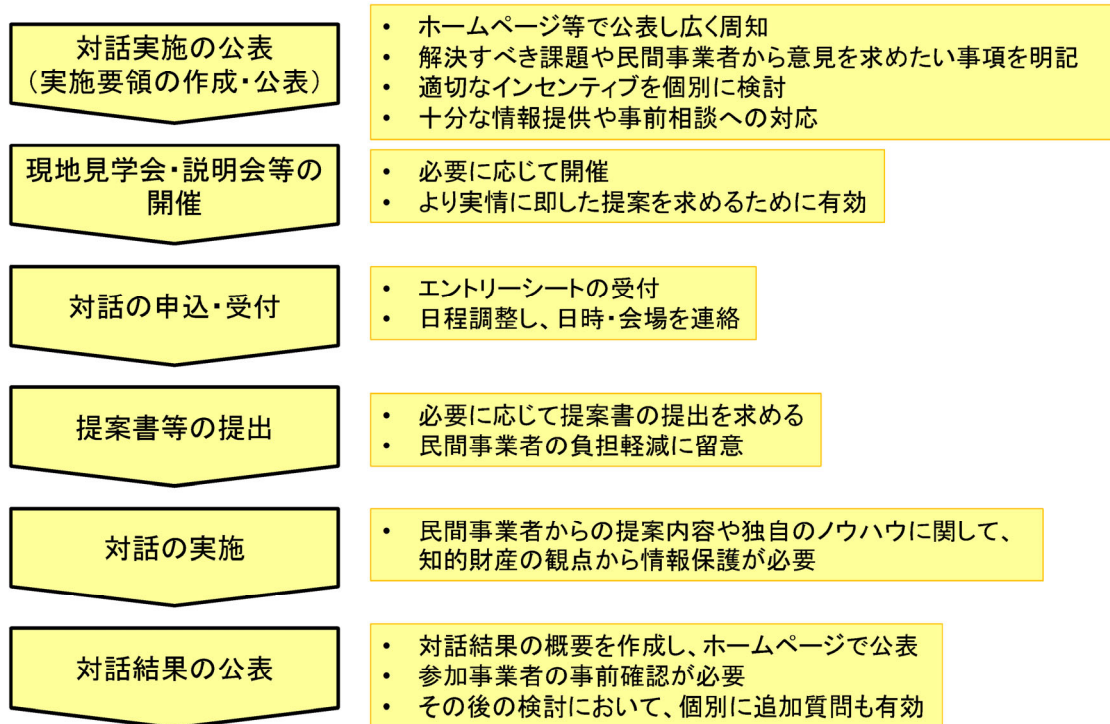
これらの結果や対象公園の立地特性等を踏まえ、市として対象公園に求める機能について整理、検討します。

手順 2. 民間事業者との対話（サウンディング調査）等の実施

サウンディング調査では、対話を通じて、民間事業者等と連携が可能な公園や事業者ニーズを把握するほか、民間事業者等から市が求める機能や活用方法、管理運営等に対する意見、提案を聴き取り、公園の魅力向上に向けた事業の方向性や民間活力導入の可能性について検討します。

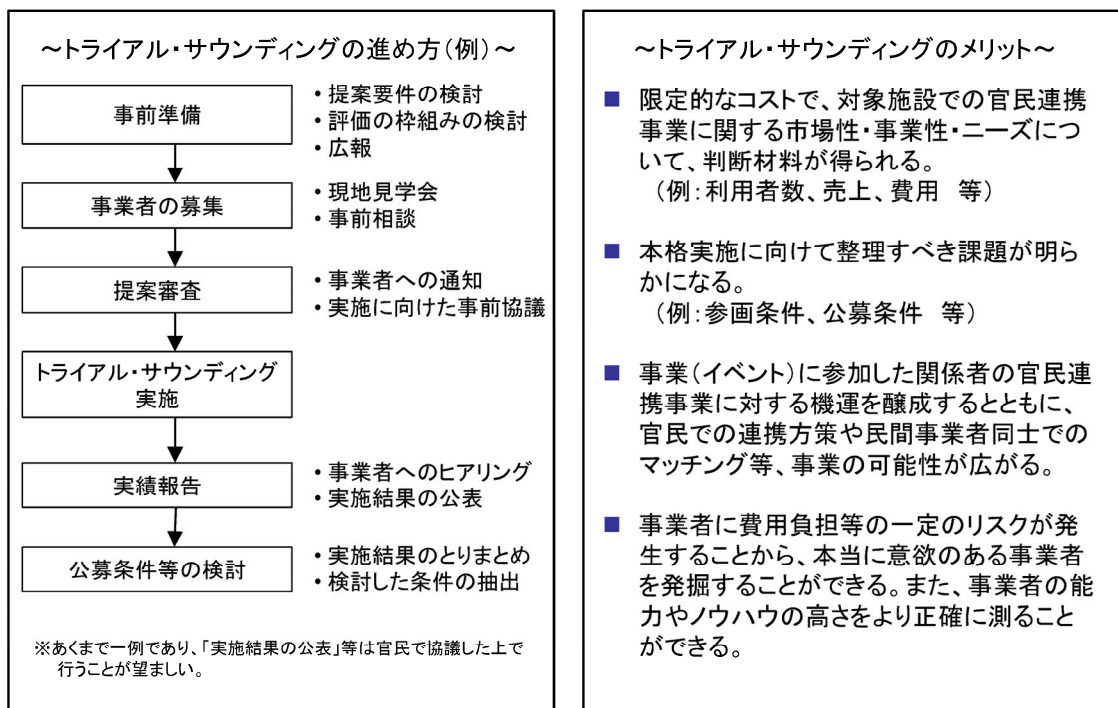
さらに、必要に応じて、一定期間、対象公園を暫定使用してもらい、公園の使い勝手や立地特性、事業の収益性を確認する調査（トライアルサウンディング）を実施し、事業の実現性の向上を図ります。

【サウンディング調査の概要】



出典：国土交通省（官民対話のすすめ）

【トライアルサウンディングの概要】



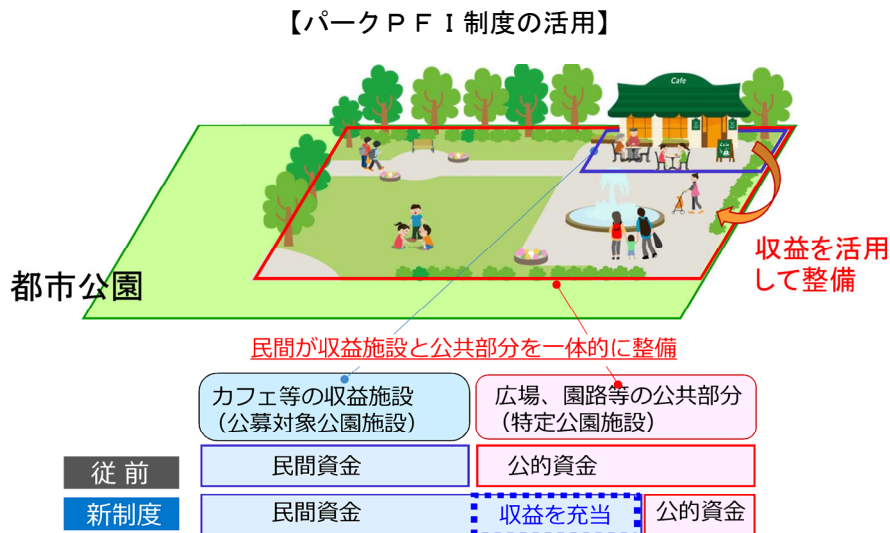
出典：国土交通省（官民対話のすすめ）

手順3. 事業者の募集

事業者は、手順2までの調査結果や対象公園における機能強化の内容に応じて、指定管理者制度やパークPFI制度等の活用を想定し、公募します。

指定管理者については、「指定管理者制度導入・移行に際しての本市の基本方針」に基づき、公募を行います。応募者には、各々の独自調査やトライアルサウンディング調査等を踏まえ、公園の魅力を高める利活用策（自主事業）や効率的・効果的な管理運営方策等の提案を求めることを想定します。

パークPFI制度を活用した事業者の公募においても同様に、応募者には、各々の独自調査やサウンディング調査等を踏まえ、公園の魅力を高める利活用策や効率的・効果的な管理運営方策等の提案のほか、市として対象公園に求める機能のハード整備方策についての提案も求めることを想定します。



出典：国土交通省（公募設置管理制度（Park-PFI）について）

手順4. 事業者の選定

事業者は、金沢市PFI基本方針等に基づき、選定します。

施策3 まちなかの賑わい創出に向けた公園の有効活用

検討対象公園：まちなかに立地する市管理の公園・85箇所

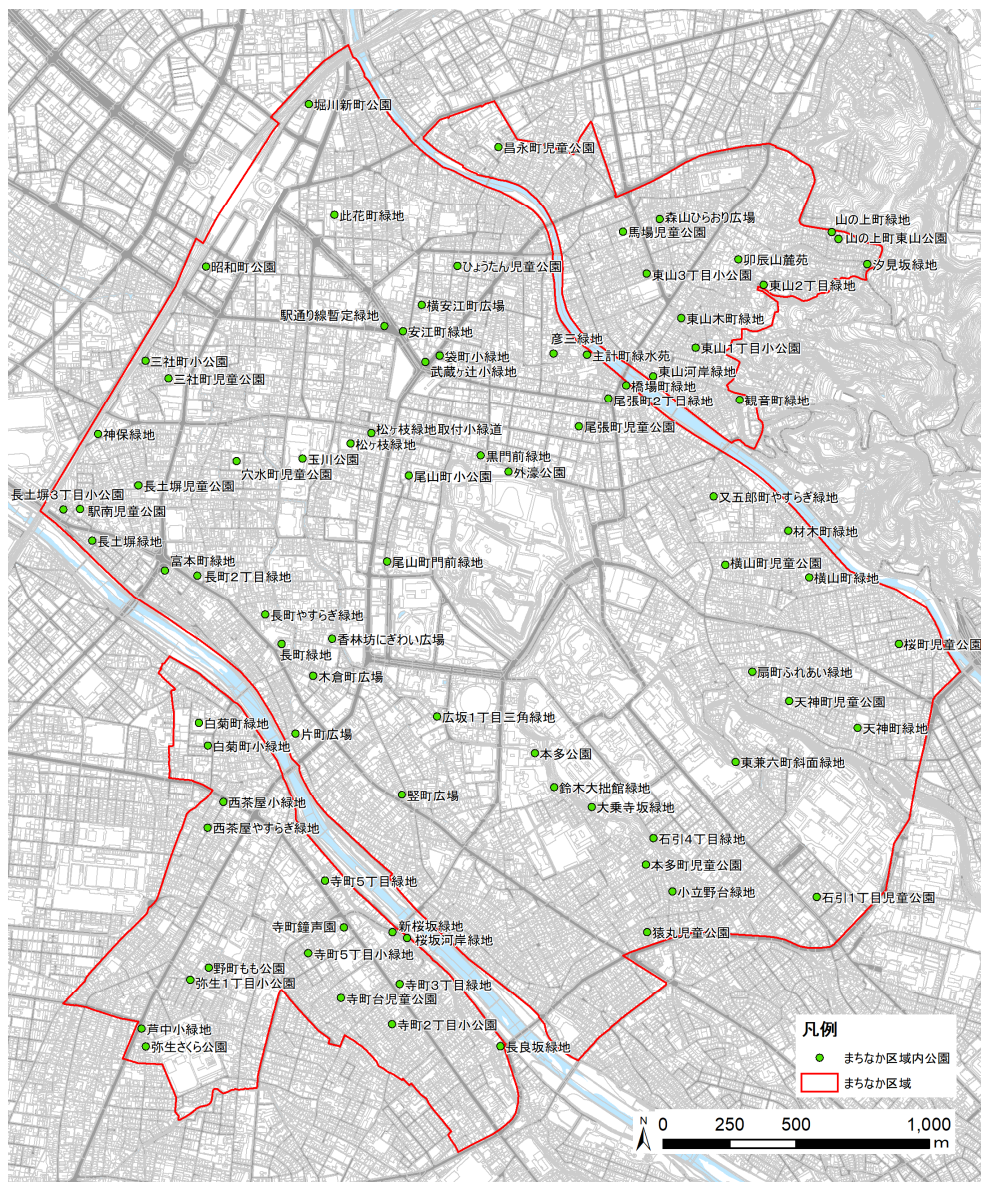
まちなかの賑わい、憩いの場創出に向けた有効活用できる公園を目指します。

①対象公園の絞り込み

まちなかの賑わいや憩いの場の創出に向けて有効活用する公園では、民間事業者の強み等を活かした飲食や体験、憩いの場等の提供を想定します。

具体的な対象公園は、「民間事業者の収益性」「収益の一部活用による公園の適切な維持管理」「利用者により良いサービスの提供」を見据え、公共空間の利活用を推進するプラットフォーム組織[※]での議論や民間事業者との対話等を通じて、選定します。

【検討対象公園位置図】



※プラットフォーム組織…物事を動かすための土台となる組織をいう。

②対象公園での検討概要

令和元（2019）年度及び令和2（2020）年度に市で実施した社会実験「マチノバ カナザワ」の結果を踏まえ、公共空間の利活用を推進するプラットフォーム組織を立ち上げ、プラットフォーム組織が具体的な取組内容を町会や商店街、利活用者等と連携しながら議論し、決定します。

また、公園の規模や立地等の特性を考慮し、必要に応じて、対話を通じた民間事業者との連携や民間提案制度の活用による公園の利活用策や維持管理方策等を検討します。

	短期 (令和3～5年度)	中期 (令和6～8年度)	長期 (令和9～12年度)
プラットフォーム 組織による運営促進	運営の実績や経験の 蓄積	自主的に実施	〃

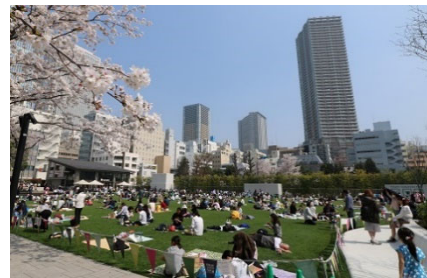
まちなかの賑わいや憩いの場創出に向けた取組のイメージ

<例えば…>

- ・定期的な店舗出店
- ・対象公園における制限の緩和制度 等



幅広い年齢層が楽しめる憩いの場の創出
(マチノバ カナザワ@東山河岸緑地)



パーク PFI を活用した地域の賑わい創出
(南池袋公園 (東京都豊島区))

出典：東京都豊島区ホームページより

③プラットフォーム組織における検討の流れと具体的内容

まちなかの賑わい創出に向け、公共空間の利活用を推進するため、プラットフォーム組織を立ち上げ、プラットフォーム組織が中心となって企画し、関係機関等と連携・調整、利活用者の募集を行いながら、具体的な取組を推進します。

【まちなかの賑わいや憩いの場の創出に向けた公園利活用検討の流れ】

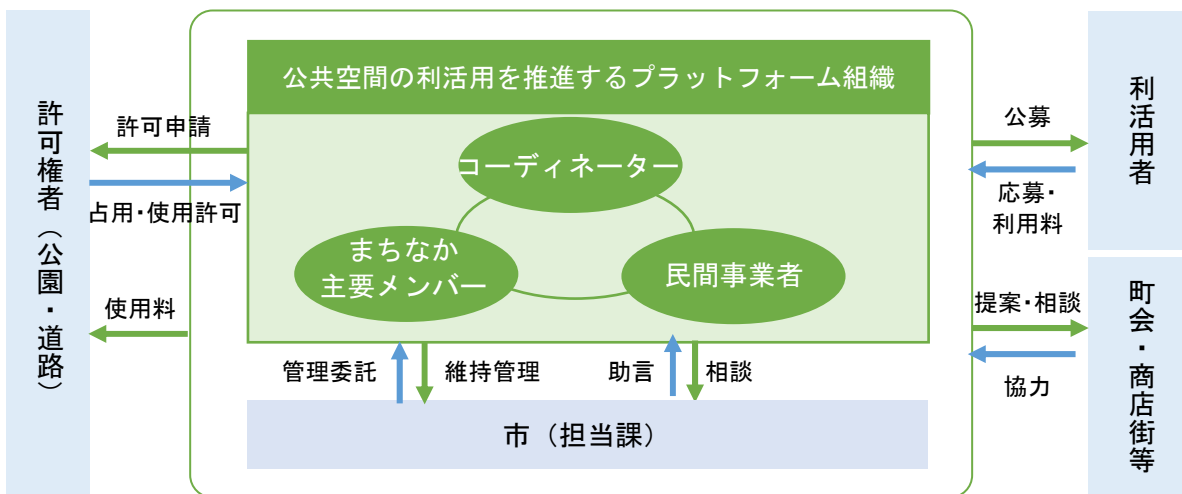
手順1. プラットフォームをつくる

手順2. 具体内容を検討する

手順3. 利活用者を募集する



【プラットフォーム組織が主体となった事業の仕組み案】



手順1. プラットフォームをつくる

公共空間の利活用を推進するプラットフォーム組織のメンバーは、まちなかの主要メンバーのほか、公共空間等における企画・利活用活動の実績のある民間事業等を含めて構成します。特に、民間事業者等は、市にて公募し、企画・事業実績等を考慮し、コーディネーターとして委嘱します。

手順2. 具体内容を検討する

プラットフォーム組織において、公園で実施する取組内容や場所、実施期間等を議論し、決定します。

コーディネーターを中心に組織内での意見調整を行い、企画内容を詰め、関係機関との調整や許可申請手続き、備品手配等の準備を行います。

手順3. 利活用者を募集する

プラットフォーム組織が主体となり、メンバーのネットワークやSNS、市ホームページ等を通じて利活用者を公募します。利活用者からは利用料を徴収し、公共空間の使用料やPR用備品等の事業運営費に活用します。

施策4 地域との連携による公園維持管理・活用の推進

既存の制度の見直しや新規制度の創設等を検討し、地域や事業者が主体的に公園を活用しやすい環境整備に努めます。

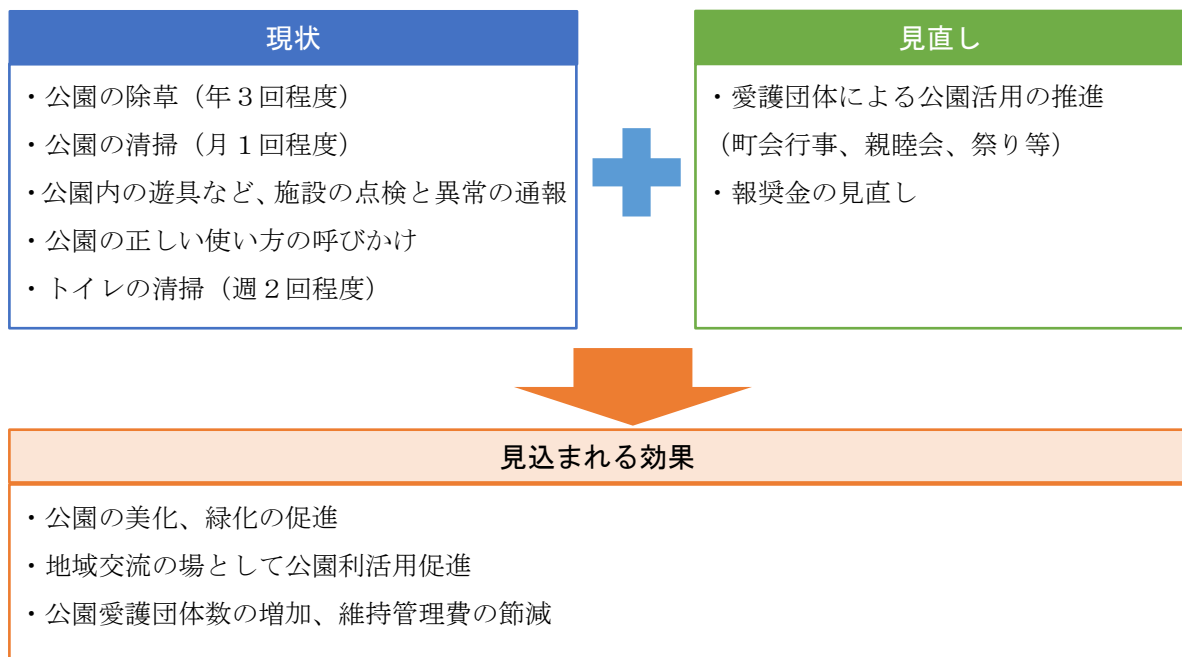
地域との連携による公園の維持管理、活用を積極的に推進するためには、これまでの禁止事項にとらわれない自由度の高い使い方と、それに伴う負担や責任のバランスを考慮した仕組みや支援制度が必要です。

そのため、既存の制度の見直しや新規制度の創設等を検討し、地域や事業者が主体的に公園を活用しやすい環境整備に努めます。

①公園愛護制度の見直し検討

本市では、日頃より公園を利用している町会等が公園の管理を通じて、公園の利用促進及び愛着心を育むことを目的に公園愛護制度を実施しています。本制度においては、市から事業に参画する町会等に対し、主に公園の除草等の公園愛護活動を促進しています。活動は原則、ボランティアであり、用具等の実費相当として報奨金を支給していますが、近年の物価、労務費等の上昇から負担感が高まっています。

そのため、現状の公園愛護制度の支援を拡充するとともに、公園を地域の交流拠点として多様な用途に活用できる仕組みを検討します。



②市民協働公園愛護のしおりの作成及び普及促進

地域主体の公園の管理運営を普及するため、公園の維持管理方法や活用できる多様な用途を取りまとめた「市民協働公園愛護のしおり」を作成します。

「市民協働公園愛護のしおり」は、留意事項や管理運営上で注意すべき点をイラスト等で示すなど、実用性やわかりやすさを考慮して、取りまとめます。

	短期 (令和3～5年度)	中期 (令和6～8年度)	長期 (令和9～12年度)
公園愛護制度の 見直し	見直し内容検討 → 制度見直し	適切な運用 →	〃 →
市民協働公園愛護の しおり	しおりの作成 →	普及促進 →	〃 →



参考資料

参考資料1 金沢市緑のまちづくり審議会 委員名簿 ・ 48

参考資料2 策定の経緯 48

○金沢市緑のまちづくり審議会 委員名簿（50音順）

氏名	所属等	備考
新屋 由美子	公募委員	
上野 裕介	石川県立大学生物資源環境学部環境科学科 准教授	
笠井 順二	石川県造園緑化建設協会 副会長	
越石 あき子	夕日寺自然体験実行委員会 代表	
柴 結香	北陸園芸商組合 会計理事	
須崎 秀人	公募委員	
千木 容	日本樹木医会北陸地区協議会 会長	
鏑 隆弘	金沢美術工芸大学デザイン科環境デザイン専攻 教授	
中川 一成	緑を育て金沢を美しくする会 会長 (金沢市町会連合会 会長)	会長
中野 真理子	石川県地域植物研究会 委員	
宮下 智裕	金沢工業大学建築学部建築学科 准教授	
安嶋 弘子	金沢市校下婦人会連絡協議会 副会長	

○策定の経緯

実施日	内容
令和2年3月	認定こども園等における公園の利用アンケート調査
令和2年11月16日	令和2年度 第1回金沢市緑のまちづくり審議会 「金沢市夢ある公園再生・活用計画（仮称）概要・素案について」
令和2年12月15日～ 令和3年1月13日	金沢市夢ある公園再生・活用計画（仮称）骨子案にかかる意見 募集（パブリックコメント）の実施
令和3年2月19日	令和2年度 第2回金沢市緑のまちづくり審議会 「金沢市夢ある公園再生・活用計画（案）について」
令和3年3月	「金沢市夢ある公園再生・活用計画」の策定

金沢市夢ある公園再生・活用計画

令和3年3月

発行 金沢市

編集 金沢市 都市整備局 緑と花の課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

電話 (076) 220-2356

FAX (076) 224-5046

E-mail midobana@city.kanazawa.lg.jp